



セカンド・パーティ・オピニオン

SECOND PARTY OPINION

株式会社脱炭素化支援機構

JICN トランジション・ファイナンス・フレームワーク

Prepared by: DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

Location: 神戸, 日本

Date: 2026 年 3 月 24 日

Ref. Nr.: PRJN- 996529-2025-AST-JPN-01

目次

報告書サマリー	4
Ⅰ. まえがき	13
Ⅱ. スcopeと目的	17
Ⅲ. JICN の責任と DNV の責任	19
Ⅳ. DNV 意見の基礎	20
Ⅴ. 評価作業	23
Ⅵ. 観察結果と DNV の意見	24
スケジュール-1 トランジション・ファイナンス候補プロジェクト	40
スケジュール-2 JICN Enabler としてのトランジション・ファイナンス適合性評価プロセス (フレームワークより引用)	41
スケジュール-3 クライメート・トランジション・ファイナンス適格性評価手順	42
スケジュール-4 資金使途特定型トランジション・ファイナンス適格性評価手順	48
スケジュール-5 Enabler としての資金使途特定型トランジション・ファイナンス適格性評価手順	53

改訂履歴

改訂番号	発行日	主な変更内容
0	2026年3月24日	初版発行

**Disclaimer**

Our assessment relies on the premise that the data and information provided by Fundraiser to us as part of our review procedures have been provided in good faith. Because of the selected nature (sampling) and other inherent limitation of both procedures and systems of internal control, there remains the unavoidable risk that errors or irregularities, possibly significant, may not have been detected. Limited depth of evidence gathering including inquiry and analytical procedures and limited sampling at lower levels in the organization were applied as per scope of work. DNV expressly disclaims any liability or co-responsibility for any decision a person or an entity may make based on this Statement.

Statement of Competence and Independence

DNV applies its own management standards and compliance policies for quality control, in accordance with ISO/IEC 17021:2011 - Conformity Assessment Requirements for bodies providing audit and certification of management systems, and accordingly maintains a comprehensive system of quality control, including documented policies and procedures regarding compliance with ethical requirements, professional standards and applicable legal and regulatory requirements. We have complied with the DNV Code of Conduct¹ during the assessment and maintain independence where required by relevant ethical requirements. This engagement work was carried out by an independent team of sustainability assurance professionals. DNV was not involved in the preparation of statements or data included in the Framework except for this Statement. DNV maintains complete impartiality toward stakeholders interviewed during the assessment process.

¹ DNV Code of Conduct is available from DNV website (www.DNV.com)

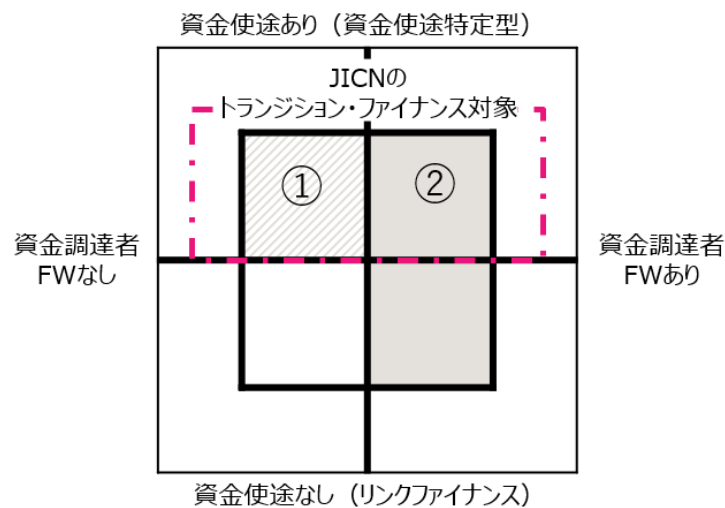
報告書サマリー

株式会社脱炭素化支援機構(以下、JICN、同社、又は Enabler^{注1})は、2022年10月、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、温対法)」に基づき設立されました。同社は、温室効果ガス排出量の削減等を行う事業活動(他者の温室効果ガス排出量の削減等に寄与する事業活動を含む)及び当該事業活動を支援する事業活動に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ、脱炭素社会の実現に寄与することを目的としています。

JICNは、2026年3月、多種多様なビジネスやプロジェクトに対する資金供給の一環として、国際的な原則・ガイドライン等の枠組みに基づき、日本の2050年カーボンニュートラル実現に向けた多種多様なビジネスやプロジェクトに対する資金供給の一環として、「JICN トランジション・ファイナンス・フレームワーク」(以下、本フレームワーク)を策定しました。

本フレームワークは、資金供給者/EnablerとしてのJICNが、①トランジション・ファイナンス・フレームワークを有しないが、中長期的に脱炭素社会への移行に取り組む資金調達者の活動を支援すること、及び②クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック(CTFH)に適合する資金調達者のトランジション・ファイナンス・フレームワークに基づく支援を行うことの二つの役割を意図したものです。

【対象トランジション領域】



<内側> ※FWがないと、第三者評価は取得できない

■：資金調達者FWに対する第三者評価あり

▨：資金供給者等のFWに対する第三者評価あり

破線内部白色部分：ANNEX/LOC取得

※対象領域の広さと、トランジション対象案件の賦存量は異なることは留意。

※略称 FW：トランジション・ファイナンス・フレームワーク

ANNEX：附属書セカンド・パーティ・オピニオン

LOC：LETTER OF CONFORMANCE

図-1 JICN のトランジション・ファイナンス・フレームワークの対象範囲

本フレームワークにおいて、JICN は、トランジション・ファイナンス・フレームワークを有しない企業がトランジション・ファイナンスを活用できるようにするため、自社の持続可能な成長に向けたトランジション戦略を策定しました。JICN は当該戦略・計画の実現に向けた取り組みを実施するためのトランジション・ファイナンスを実行します。

さらに、JICN は、トランジション・ファイナンス・フレームワークを有する資金調達者のトランジションを支援する Enabler としての役割も担っており、本フレームワークは、これら二つの視点を統合する構成として策定されています。

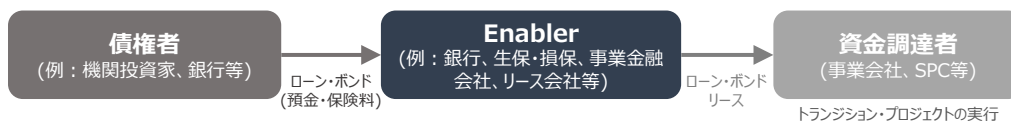
本フレームワークは、下記ファイナンスの実行に必要な要素を含む包括的なフレームワークとして構成されています。

- トランジション・ファイナンス

DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社(以下、DNV)は外部レビュー機関として、フレームワークの適格性を評価しました。具体的には、DNV は以下を中心とした枠組み(原則やガイドライン等)を適用・参照し、フレームワークの適格性評価を行いました。

- クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック(CTFH) 国際資本市場協会(ICMA)、2025
- クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(CTFBG) 金融庁、経済産業省、環境省、2025
- グリーンローン原則(GLP) ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)他、2025
- グリーンローンガイドライン(GLGL) 環境省、2024

上記の枠組みで示される、それぞれ共通要素に対する適格性評価結果の概要を次ページに示します。



※経済産業省の資料より抜粋編集

Enabler：本報告書では、「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」(ICMA)の関連質疑や、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」(金融庁、経産省、環境省)で示される下記下線部のトランジション・ファイナンスの主体(投融資を含む原資調達の主体)を Enabler として定義します。

“(トランジション)プロジェクトに融資を行う金融機関”

“自社の製品・サービスを通じて、他者のトランジション戦略の実現を可能にする取り組みを計画している主体も対象となる。
例えば、金融機関がそのような活動を行う場合、自身の戦略を説明するのであれば、資金供給者(*上図の Enabler に相当)は対象となるプロジェクトや活動が資金調達者の戦略にいかにか整合するかを説明すべきである。”

本報告書では、金融機関が資金供給者(Enabler)として、対象となるトランジションプロジェクトや活動が、資金調達者の適切なトランジション戦略の実現に資するものであることを評価するための計画や体制についての適格性評価を行います。

<JICN の CTF 適格性評価結果>

DNV は JICN から提供された資料及び情報に基づき、以下を確認しました。以下に示す CTF-1～CTF-4 は、CTFH、CTFBG の共通の 4 つの要素(開示要素)に対する観察結果と DNV の意見です。

CTF-1. JICN のクライメート・トランジション戦略とガバナンス：

クライメート・トランジション戦略： JICN は、設立初期の官民ファンドとして、脱炭素関連投融資ポートフォリオの構築段階にあります。このため、現時点では、ファイナンス・エミッションに基づくパリ協定整合の長期的な排出削減目標の設定が困難な状況にあります。そこで当面は、投融資を通じた温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)をトランジションを含む JICN としての主要な目標としています。一方、個別案件については、日本政府目標との整合性を資金供給の前提条件とし、燃料転換や CCUS、次世代燃料導入等の多排出セクターのエネルギー転換を支援します。

カーボンニュートラル実現に向けたガバナンス体制： JICN は、投資経営会議及び取締役会/脱炭素化委員会を中核とするガバナンス体制の下、トランジション戦略の進捗状況や計画の変更等をモニタリングします。投融資方針の決定や定期的な進捗管理を通じて、経営・取締役レベルでの監督責任を明確にしています。また、社会的側面も重視し、SDGs 及び公正な移行への貢献を目的としたガバナンス体制を構築しています。

CTF-2. ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ(重要度)：

環境面の重要性： 本フレームワークにおいて、現時点では体系的なマテリアリティ評価に関する明確な開示は確認されていないものの、設立趣旨や投融資要件において、地球温暖化の防止と日本の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ、脱炭素社会の実現に寄与することを目的としています。このことから、JICN の事業内容は気候変動対策そのものであり、法律及び環境大臣の定める告示(支援基準)により明確に開示されています。

気候変動関連シナリオ： JICN は、自身のマテリアリティに関する判断に影響を及ぼす可能性のある将来シナリオを考慮しているとは言えませんが、上記の通り、温対法の規定に基づき設立されており、複数のシナリオ分析を踏まえて策定された地球温暖化対策計画で示される日本政府目標と整合した資金供給を行います。

CTF-3. 科学的根拠に基づくクライメート・トランジション戦略と目標：

科学的根拠： JICN のトランジション戦略においては、現時点では、パリ協定に整合する科学的根拠に基づく温室効果ガス(GHG)排出削減目標は設定されていません。一方で、投融資判断において、温対法及び地球温暖化対策計画に基づく国の削減経路と整合することとなるため、科学的根拠に基づく削減軌道を組み込む構造となっています。トランジション戦略の指標は、個別プロジェクトにおいて定量化可能な排出削減量を積み上げる「温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)」であり、中期目標(2041 年度 45 百万 t-CO₂)及び長期目標(2050 年度 97 百万 t-CO₂)が設定されています。現時点では、第三者による科学的な削減軌道との直接的なベンチマークは未設定であるものの、設立初期で比較実績が限定的な状況を踏まえ、社内方法論に基づく段階的なアプローチが採用されています。DNV は、これを合理的な暫定措置と評価しています。今後、事業が一定程度進展した段階において、科学的根拠に基づく温室効果ガス排出削減目標の設定に関する開示の充実が期待されます。

重要な排出スコープの考慮： JICN は、自らが排出主体ではなく、投融資を通じて資金調達者の GHG 排出削減の促進を目的とする官民ファンドであることから、Scope3 のカテゴリ-15(投資)を、最も重要な排出カテゴリとして特定しています。ファイナンス・エミッションの把握及び JICN 自身の GHG 排出削減戦略の策定については、現時点では実施されていないものの、今後の重点対応事項と位置付けられており、対応を進める方針であることを、DNV は確認しています。

CTF-4. 実施の透明性：

投資計画： JICN は、予め固定的な投融資計画を策定・開示することは困難です。それは官民ファンドとして、民間金融機関の投融資機会を不当に阻害することのないよう、民業圧迫の回避に十分に配慮した投融資運営が求められて



DNV

いるためです。これに基づき、JICN の投融資判断は、個別案件ごとに民間金融機関の関与状況や投融資動向を踏まえて行われ、国の脱炭素政策及び分野別技術ロードマップとの整合性を投融資判断の前提条件とした投融資案件の開示を通じて、トランジション戦略の実行に係る投資計画を間接的に開示しています。なお、JICN は排出主体ではないため、内部炭素価格の設定は行っていません。

成果とインパクト(公正な移行含む) : JICN は、投融資判断において、地域との共生、環境配慮、法令遵守等を含む支援基準を設定しています。DNV は、当該支援基準が、トランジションプロジェクトの実行に伴う労働者、地域社会及び周辺環境への悪影響を抑制する、公正な移行に配慮した制度設計であることを確認しました。

<GLP 適格性評価結果>

DNV は JICN から提供された資料及び情報に基づき、以下を確認しました。以下に示す GLP-1~GLP-4 は、GLP の共通の 4 つの要素(*GLGL 含む)に対する観察結果と DNV の意見です。

GLP-1. 調達資金の使途 :

JICN は、調達資金(JICN から供給される資金)の使途となる適格カテゴリーを、トランジション戦略の実現に向けた取り組み及び関連する枠組み(CTFH、CTFBG 及び GLP、GLGL)の要求事項に合致するトランジションプロジェクトとして定義しています。

JICN がフレームワークに基づき実行したトランジション・ファイナンスによる資金は、表-1 の適格カテゴリーを満たすプロジェクト(適格プロジェクト)に対する既存及び/又は新規の支出に充当されます。既存プロジェクトへの支出の場合には、該当するトランジション・ファイナンス実行日から遡って原則 3 年以内(ただし、プロジェクトの特性も考慮し、トランジション性が確認できる場合には、例外的に 3 年を超える支出も対象)に実施した支出に限るものとしています。

なお、JICN は調達資金(JICN から供給される資金)の使途について除外クライテリアを設けており、除外クライテリアに該当するプロジェクトには充当しないこととしています。

【除外クライテリア】

- ① 反社会的勢力が関与する、又は関与する可能性があるもの
- ② 犯罪による収益の移転が疑われるもの
- ③ 利益相反の可能性があり、いかなる対応を講じても是正されないもの
- ④ その他法令違反が認められるもの

表-1 JICN トランジション・ファイナンス 適格カテゴリー

適格カテゴリー	適格クライテリア	プロジェクト候補リスト
発電設備	経済産業省電力分野の脱炭素化に向けたトランジション・ロードマップに整合するプロジェクト	・ 石炭火力へのアンモニア混焼に向けた設備導入
		・ ガス火力への水素混焼に向けた設備導入
		・ 石炭火力へのバイオマス混焼に向けた設備導入
		・ 高効率 LNG 火力発電所の新規建設*・リプレース * LNG 火力発電所の新規建設の場合には、他の非効率火力の退出によって GHG 削減が見込まれること
		・ CO ₂ 回収技術(CCUS)の活用に向けた設備導入
熱源・工業炉	経済産業省トランジション・ファイナンスに関する分野別ロードマップに整合するプロジェクト	・ 燃料転換(LNG・アンモニア・水素・バイオマス・廃棄物等)に向けた設備導入
		・ 廃熱エネルギーの回収技術に向けた設備導入
		・ CO ₂ 回収技術(CCUS)の活用に向けた設備導入
船舶	国際海運のゼロエミッションに向けたロードマップ(国交省)及び、「内航カーボンニュートラル推進に向けた検討会」とりまとめ概要(国交省)に整合するプロジェクト	・ LNG・LPG 燃料船
		・ アンモニア、水素、バイオ燃料船
		・ LNG 等燃料供給(バンキング) 船
		・ 船上 CCS にかかる設備導入

GLP-2. プロジェクトの評価と選定のプロセス :

JICN は、プロジェクトが、GLP-1 の適格カテゴリーに合致し、トランジションプロジェクトとして求められる基準を満たすことに加え、明確な環境改善効果を有していること、並びに、環境面及び社会面における潜在的なネガティブ影響への配慮、プロジェクトを実施する地域における設備認定・許認可及び環境アセスメント等の手続きが適正であることを確認します。

具体的には、プロジェクトの審査は事業推進第一部及び二部により実施され、事業目的及び政策意義(JICN 共通の投融資基準)との整合性並びに事業性評価等を行った上で、当該プロジェクトが JICN のトランジション戦略、CTFH、CTFBG 及び GLP、GLGL に適合していることを確認しています。その後、環境大臣及び事業所管大臣の意見を聴取し、最終的に脱炭素化委員会において投融資の可否が決定されます。

GLP-3. 調達資金の管理 :

トランジション・ファイナンスの調達資金(JICN から供給される資金)は、適格プロジェクトに充当されるまでの間、資金調達者の内部プロセスに基づき管理されます。JICN は、資金供給前に資金調達者からの報告(文書提出又はヒアリング)により、資金管理手順(未充当資金が一時的に発生した場合における運用方法も含む)を確認します。また、資金の充当状況については、JICN のプロジェクト管理部により、モニタリングされます。

GLP-4. レポートリング :

資金充当状況 : JICN は、トランジション・ファイナンスの調達資金(JICN から供給される資金)が、トランジションプロジェクトに充当されるまでの間、資金調達者から、年次で、充当額、未充当金額の残高、資金使途にリファイナンスが含まれる場合には、リファイナンス額の残高の報告を受けます。JICN は守秘義務の範囲内かつ合理的に対応可能な範囲で、ウェブサイト等において、トランジション・ファイナンスの取組状況を年次で報告する予定です。なお、具体的な報告内容については、個別ファイナンスごとに資金調達者と協議の上で定める予定です。

環境改善効果 : JICN は、トランジション・ファイナンスの調達資金(JICN から供給される資金)が、トランジションプロジェクトに充当されるまでの間、資金調達者から、年次で、プロジェクトの概要、進捗、環境改善効果(例 : GHG 排出削減効果)等について、適切な指標に基づき、定量的又は定性的な報告を受けます。JICN は守秘義務の範囲内かつ合理的に対応可能な範囲で、ウェブサイト等において、トランジション・ファイナンスの取組状況を年次で報告する予定です。なお、具体的な報告内容については、個別ファイナンスごとに資金調達者と協議の上で定める予定です。

<Enabler としての資金調達者の CTF 適合性評価プロセス評価結果>

DNV は、JICN から提供された資料及び情報に基づき、JICN が Enabler として、資金調達者に対する CTFH 及び CTFBG に基づく適合性評価プロセスを有しており、その適格性を確認しました。当該適合性評価プロセスは、各種 CTF 関連ガイドライン等の枠組みに関する開示水準及び評価要素ごとにスコアリングを行い、あらかじめ定められた基準に基づき、最終的にトランジション・ファイナンスの対象としての適合性を判断するための内部プロセスとして開発されたものです。

以下に示す Enabler CTF-1～CTF-4 は、CTFH 及び CTFBG の共通の 4 つの要素に対する適合性評価プロセスの概要です。DNV は、JICN に対するアセスメントを通じて、適合性評価プロセスが、CTFH 及び CTFBG との整合性に加え、Enabler の実践的な評価ステップとも整合していることを確認しました。

Enabler CTF-1. 資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス :

クライメート・トランジション戦略 : JICN は、適合性評価プロセスを通じ、資金調達者のクライメート・トランジション戦略が、パリ協定の目標に整合するためのロードマップ等を参照した上で、資金調達者の現状に基づき、透明性があり、かつ信頼性及び実現性の高い目標を定めていることを確認しています。また、JICN は、資金調達者のトランジション戦略の実行において、気候変動以外の環境及び社会への影響や、SDGs への貢献についても考慮しています。

カーボンニュートラル実現に向けたガバナンス体制 : JICN は、資金調達者のトランジション戦略の管理及び実行体制について確認しています。資金調達者が当初計画したトランジション戦略について、外部要因及び内部要因の別を問わず更新が行われる場合には、資金調達者のフレームワークにかかる変更内容及びその理由を、資金調達者が説明することを JICN は確認します。JICN は、資金調達者のトランジション戦略について重大な変更がある場合、JICN の利害関係者に、資金調達者の開示に基づき報告する予定です。

Enabler CTF-2. ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ(重要度) :

環境面の重要性 : JICN は、資金調達者の気候変動への取り組みが、資金調達者の現在及び将来において、ビジネス特性上、環境面において重要となる中核的な事業活動の変革に資することを確認しています。

気候変動関連シナリオ : JICN は、資金調達者のトランジション戦略が、どのような気候変動シナリオに基づくものであるかを確認するとともに、当該戦略が、資金用途の対象候補となるプロジェクト又は事業と密接に関連付けられることを確認しています。

Enabler CTF-3. 科学的根拠に基づくクライメート・トランジション戦略と目標 :

科学的根拠 : JICN は、資金調達者が設定する、絶対値又は相対値として定量化された目標と経路が、パリ協定の目標実現に必要な科学的根拠に基づく削減軌道を参照して設定されていることを確認しています。

重要な排出スコープの考慮 : JICN は、資金調達者の GHG 排出量の削減目標が GHG プロトコルをカバーしていること、又は事業特性や技術開発及び削減の進捗のタイムラインに応じて、その他の適切な指標や目標等により設定されていることを確認しています。

Enabler CTF-4. 実施の透明性 :

投資計画 : JICN は、資金調達者のトランジション戦略実現のための投資計画全体について確認しています。なお、戦略実現のためのタイムラインが長期にわたる場合や、技術の開発等、自社以外の要因により投資計画全体の設定が困難な場合には、当該プロジェクトを含む短期的な投資計画について、実務上可能な範囲にて確認しています。

成果とインパクト(公正な移行も含む) : JICN は、充当対象となるプロジェクトにより想定される気候関連等への成果及びインパクトが、資金調達者によって、直接的又は間接的、定量的又は定性的を問わず明確に示されること、並びに、公正な移行への配慮がなされているかを確認しています。



DNV

ファイナンスの実行・管理：JICN は、資金調達者が、投融資対象となる活動に対する充当計画及び資金調達後の実施状況について、資金用途特定型のトランジション・ファイナンスとして実行及び管理するための適切な計画があることを事前に評価するとともに、資金調達後もファイナンス期間を通じて、少なくとも年に 1 回、当該ファイナンスの実行及び管理が適切に行われている状況について確認します。

<資金用途特定型トランジション・ファイナンス 適格性評価結果>

DNV は、JICN から提供された資料及び情報に基づき、以下を確認しました。以下に示す TF-1～TF-4 は、資金用途特定型トランジション・ファイナンス(TF)の管理に必要な 4 つの要素(GLP 及び GLGL 参照)に対する観察結果及び DNV の意見です。

TF-1. 調達資金の用途：

JICN が実施するトランジション・ファイナンスによる調達資金(JICN から供給される資金)は、CTF 適格性を有する資金調達者のトランジションを実現するためのプロジェクト(適格プロジェクト)に対する新規及び/又は既存の支出に充当されます。なお、既存のプロジェクト又は既存の支出に充当する場合には、ファイナンス実行日から遡って原則 3 年以内(ただし、プロジェクトの特性を考慮し、トランジション性を確認できる場合には、例外的に 3 年を超える支出も対象)に実施した支出に限るものとしています。

また、JICN は、調達資金(JICN から供給される資金)の用途について除外クライテリアを設けており、除外クライテリアに関連するプロジェクトへは充当しないこととしています。

TF-2. プロジェクトの評価と選定のプロセス：

JICN は、CTF 適格性を有する資金調達者のトランジションを実現するためのプロジェクト(適格プロジェクト)に対する新規及び/又は既存の支出に充当するに当たり、Enabler CTF-1～4 及び TF-1～4 を満たすことを確実にするための詳細な内部プロセスを有しています。当該内部プロセスは、大きく 4 つのステップに分類されています。

これら 4 つのステップには、JICN の事業推進第一部及び第二部をはじめとする関連部門並びに経営層が関与することが定められており、適切な判断及び評価が行われることを確実にしています。

概要は以下の通りです。

TF-3. 調達資金の管理：

トランジション・ファイナンスの調達資金(JICN から供給される資金)は、適格プロジェクトに充当されるまでの間、資金調達者の内部プロセスに基づき管理されます。JICN は、資金供給前に資金調達者からの報告(文書提出又はヒアリング)により、資金管理手順(未充当資金が一時的に発生した場合における運用方法も含む)を確認します。また、資金の充当状況については、JICN のプロジェクト管理部により、モニタリングされます。

表-2 JICN トランジション・ファイナンス適合性評価手順(概要) (フレームワークより引用)

ステップ 1	事業推進第一部又は事業推進第二部により、①事業目的と政策意義(JICN 共通の投融资基準)との整合性確認、②事業性評価等を実施する。
ステップ 2	事業推進第一部又は事業推進第二部にて、当該プロジェクトが資金調達者のトランジション戦略に適合するか、除外クライテリアに該当しないかを確認する。 併せて、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(2025 年 3 月(改定)金融庁・経済産業省・環境省)及び「グリーンローンガイドライン(2024 年 11 月(改定)環境省)」に適合していることを確認する。 当該プロジェクトが、環境影響評価法の対象事業となる場合は、環境影響評価準備書に係る環境大臣意見の各要素に整合していることを確認する。 また、当該プロジェクトに対する第三者評価がない場合、大型案件や技術的に整理が難しい案件と判断した場合は、事業者と協議の上、独立した外部評価機関より、当該プロジェクトのトランジション・ファイナンス適合性評価を取得することとする。
ステップ 3	環境大臣及び事業所管大臣の意見を聴取する。
ステップ 4	脱炭素化委員会にて、最終的に支援決定を行う。

TF-4. レポーティング :

資金充当状況 : JICN は、トランジション・ファイナンスの調達資金(JICN から供給される資金)が、トランジションプロジェクトに充当されるまでの間、資金調達者から、年次で、充当額、未充当金額の残高、資金使途にリファイナンスが含まれる場合には、リファイナンス額の残高の報告を受けます。JICN は守秘義務の範囲内かつ合理的に対応可能な範囲で、ウェブサイト等において、トランジション・ファイナンスの取組状況を年次で報告する予定です。なお、具体的な報告内容については、個別ファイナンスごとに資金調達者と協議の上で定める予定です。

環境改善効果 : JICN は、トランジション・ファイナンスの調達資金(JICN から供給される資金)が、トランジションプロジェクトに充当されるまでの間、資金調達者から、年次で、プロジェクトの概要、進捗、環境改善効果(例 : GHG 排出削減効果)等について、適切な指標に基づき、定量的又は定性的な報告を受けます。JICN は守秘義務の範囲内かつ合理的に対応可能な範囲で、ウェブサイト等において、トランジション・ファイナンスの取組状況を年次で報告する予定です。なお、具体的な報告内容については、個別ファイナンスごとに資金調達者と協議の上で定める予定です。

DNV は、フレームワークをはじめとする、JICN より提供された関連文書及び情報に基づく評価を実施しました。当該評価の結果、JICN 自身のトランジション戦略の実現に向けたトランジション・ファイナンス並びに、Enabler としてのトランジション・ファイナンスを推進するために確立したトランジション・ファイナンス適合性評価プロセスを含むフレームワークが、関連する枠組みである CTFH、CTFBG、GLP 及び GLGL で要求される基準並びに Enabler の実践的な評価ステップと整合していることを確認しました。これにより、JICN のトランジション・ファイナンスは、当該枠組みに照らして適格性を有するものと評価されます。

I. まえがき

i. JICN について

株式会社脱炭素化支援機構(以下、JICN、同社、又は Enabler)は、2022 年 10 月、地球温暖化対策推進法(以下、温対法)に基づき設立されました。同社は、温室効果ガス排出量の削減等を行う事業活動(他者の温室効果ガス排出量の削減等に寄与する事業活動を含む)及び当該事業活動を支援する事業活動に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ、脱炭素社会の実現に寄与することを目的としています。

ii. JICN の ESG への取り組み

JICN は、「カーボンニュートラルへの挑戦を通じて、豊かで持続可能な未来を創る」という Purpose を中核に、ESG を経営の根幹に据えています。

環境面では、2050 年カーボンニュートラル実現に向け、重点分野への投融資を行い、温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)を KPI として設定することで、脱炭素の定量的な実装を図っています。

社会面では、オールジャパンでの脱炭素化の加速に取り組むため、公正な移行や地域共生を重視した投融資基準を整備するとともに、DE&I ポリシーを制定し多様性を尊重した組織運営を推進しています。

様々なサステナビリティに関する課題への対応方針や取組状況は、代表取締役が招集する「投資経営会議」にて審議の上、重要事項については「取締役会」または「脱炭素化委員会」への報告、審議・最終決定します。「取締役会」は全取締役によって構成され、JICN の経営全般に係る事項を決議し、「脱炭素化委員会」は、民間の社外取締役等によって構成され、取締役会から権限委任を受けた投融資にかかる支援決定/方針等を決議事項とし、中立的な観点から判断しています。

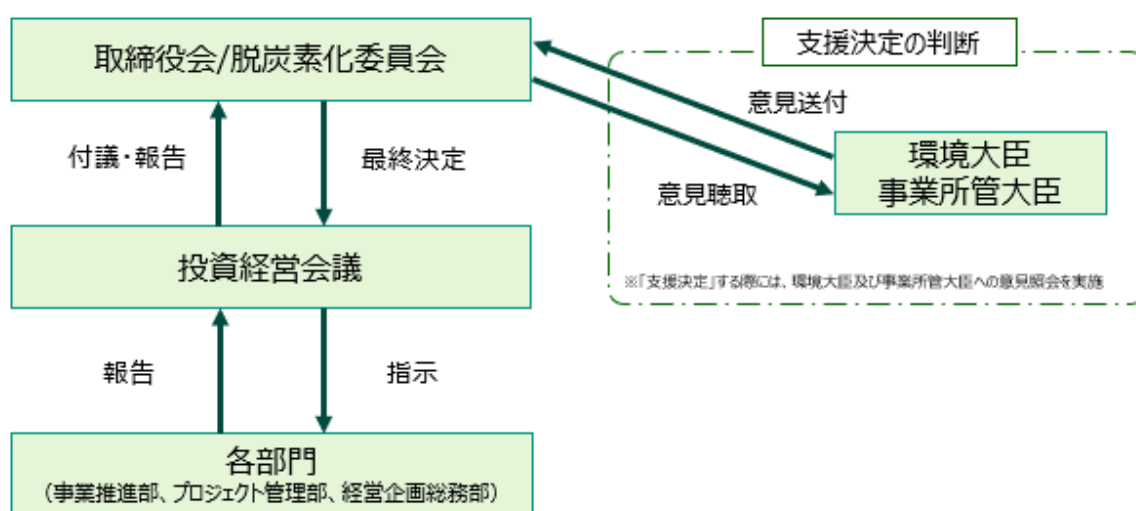


図-2 JICN のガバナンス/推進体制

iii. JICN の環境方針

JICN は、温対法に基づき、温室効果ガスの排出削減及び吸収の保全・強化に資する事業活動を支援することを通じて、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図り、脱炭素社会の実現に寄与することを目的としています。

JICN は、我が国の 2050 年カーボンニュートラル、2030 年 46%削減、2035 年 60%削減、2040 年 73%削減という国家目標と整合した投融資を、環境面の重要課題(マテリアリティ)として位置付けています。燃料転換、水素・アンモニア、CCUS 等の重点分野への資金供給を通じて、社会全体の脱炭素化を金融面から先導しています。

また、トランジションを「中長期的に脱炭素社会への移行を促す重要な取り組み」と位置付け、地域との共生及び公正な移行の観点を踏まえた責任ある投融資を行うとともに、科学的根拠に基づく環境改善効果の定量的把握・開示を通じて、2050 年度までに累積約 1 億 t-CO₂の温室効果ガス排出削減等への貢献を目標として掲げ、継続的な改善に取り組んでいます。

iv. JICN の SDGs への取り組み

JICN は、民間の脱炭素投資を促進する官民ファンドとして、地球温暖化対策計画及び我が国の NDC(2030 年 46%削減、2035 年 60%削減、2040 年 73%削減、2050 年ネットゼロ)に整合する形で設計しており、その活動は、複数の SDGs に直接的に貢献する構造を有しています。とりわけ、再生可能エネルギー、省エネルギー、電化・燃料転換、水素、CCUS、地域脱炭素及び化石燃料から水素・アンモニアなどへのサプライチェーンの転換等への資金供給を通じ、目標 7(エネルギーをみんなにそしてクリーンに)、目標 13(気候変動に具体的な対策を)へ貢献しています。

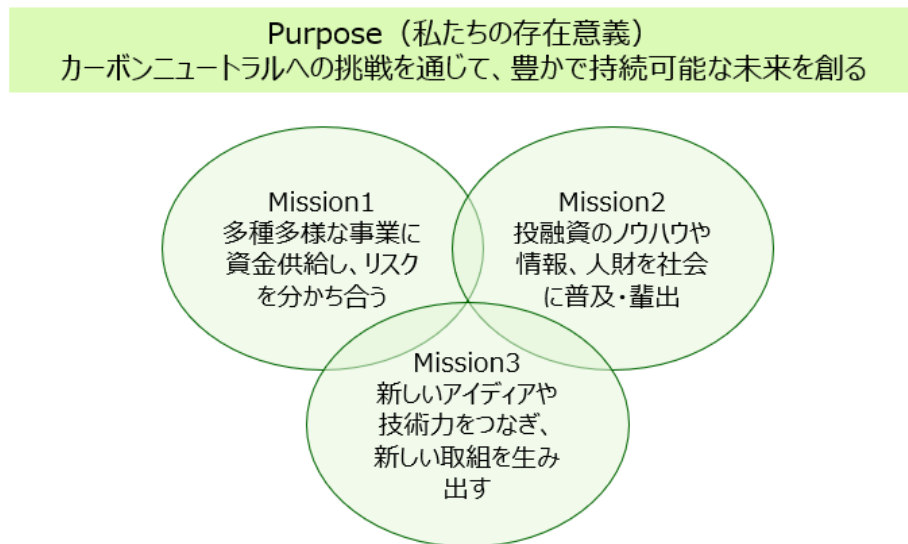


図-3 JICN の Purpose と Mission

v. JICN の脱炭素化に向けたトランジション戦略

JICN のトランジション戦略は、単なるグリーン投資の拡大ではなく、我が国の地球温暖化対策計画及び GX 実行戦略に基づく国の削減経路を、「オールジャパンでの脱炭素化の加速」に向けて設計されたものです。本フレームワークは、国が掲げる 2030 年 46%削減、2035 年 60%削減、2040 年 73%削減、2050 年 ネット・ゼロという削減経路を前提に、これらの目標達成に資する設備投資、事業転換及び産業構造転換を、トランジション・ファイナンスを通じて段階的に誘導する枠組みとして構築されています。

本フレームワークにおけるトランジション戦略の中核は、排出量の多寡のみを基準とするのではなく、排出構造を不可逆的に低炭素型へ転換させる投資か否かを評価軸とする点にあります。具体的には、燃料転換、水素・アンモニア、CCUS、船舶等を本フレームワークの適格プロジェクト領域として整理し、民間の移行投資を一体的に支援する構造となっています。これにより、短期的な排出削減と中長期的な産業構造転換を同時に実現することを意図しています。

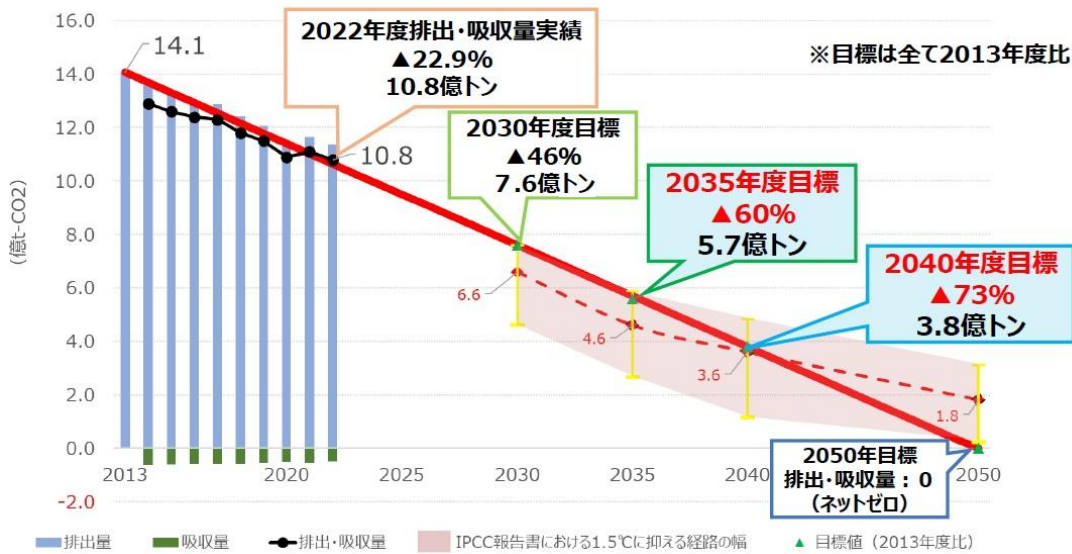


図-4 日本の削減目標(NDC)

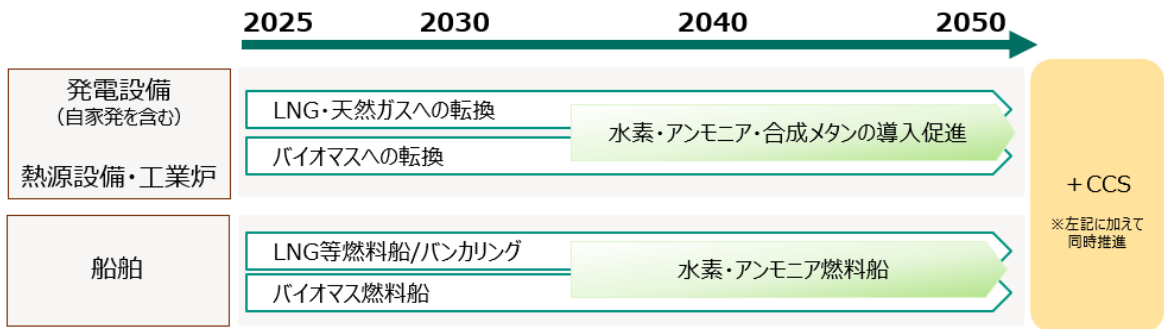


図-5 JICN のトランジション・ロードマップ

vi. トランジション・ファイナンス・フレームワークについて

JICN は、自身のトランジション戦略に基づくトランジション・ファイナンスと、Enabler としてのトランジション・ファイナンスを合わせて推進するため、国際的な枠組みに基づき本フレームワークを策定しています。

本フレームワークは、JICN 自身のトランジション戦略に基づくトランジション・ファイナンス並びに Enabler としてのトランジション・ファイナンスの実行に必要な要素を含む包括的なフレームワークとして構成されています。

なお、本フレームワークが具体的に参照した枠組みについては、後述の II 項に示す「適用される基準」に記載されています。

また、JICN は、日本の 2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、多種多様なビジネスやプロジェクトに対して資金供給の一環として本フレームワークに基づいた投融資を実施し、本フレームワークに適合しない案件については、JICN の通常の審査判断プロセスに則り投融資判断を行います。

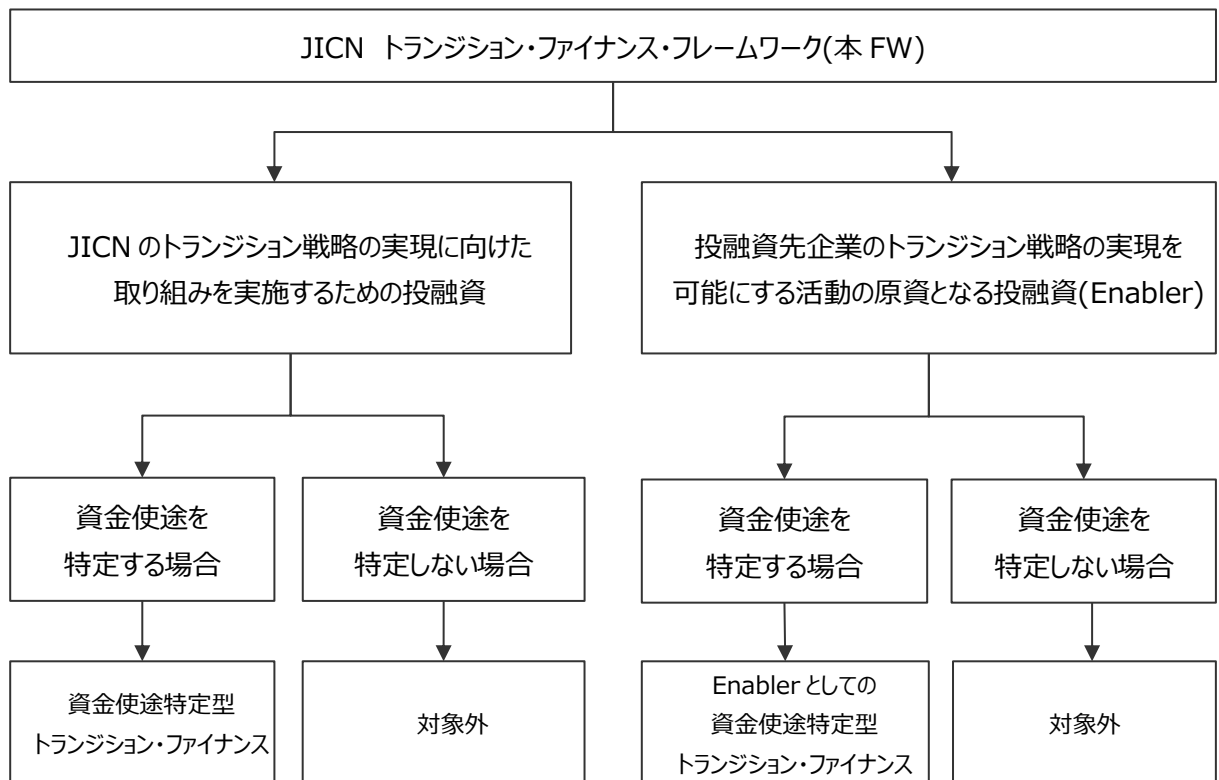


図-6 JICN トランジション・ファイナンス・フレームワークの構成

資金供給者名称 : 株式会社脱炭素化支援機構

フレームワーク名 : JICN トランジション・ファイナンス・フレームワーク

外部レビュー機関名 : DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

報告書作成日 : 2026 年 3 月 24 日

II. スコープと目的

JICN は、DNV に対し、本フレームワークの適格性評価を委託しています。DNV におけるフレームワーク評価の目的は、JICN が自身のトランジション戦略に基づく投融資(トランジション・ファイナンス)において、後述する基準である CTFH、CTFBG、GLP 及び GLGL に合致していること、並びに、Enabler として資金調達者に対する CTFH 及び CTFBG への適合性評価プロセスの妥当性、また、個別ファイナンスの実行及び管理に必要な GLP 及び GLGL への合致状況を確認することにあります。DNV は、これらの評価を実施した上で、本フレームワークの適格性に関するセカンド・パーティ・オピニオンを提供します。

DNV は、独立した外部レビュー機関として、セカンド・パーティ・オピニオンの提供に際し、JICN とは、事実及び認識のいずれにおいても、いかなる利害関係も有していないことを宣言します。

なお、この報告書では、個別のトランジション・ファイナンスの財務的なパフォーマンス、いかなる投資の価値、あるいは長期の環境便益に関する保証も提供されません。

資金使途特定型トランジション・ファイナンス

(1) レビューのスコープ

レビューは以下の項目について評価し、GLP、GLGL の主要な 4 要素の主旨との整合性について確認されました

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の使途 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの選定と評価のプロセス |
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の管理 | <input checked="" type="checkbox"/> レポーティング |
- * レビューのスコープは資金使途特定型トランジション・ファイナンスに対する評価部分として適用する。
 - * JICN のトランジション戦略に対する CTFH、CTFBG の 4 つの開示要素についてもレビューのスコープに含める。
 - * Enabler として資金調達者に対する CTFH、CTFBG への適合性評価プロセスの妥当性についてもレビューのスコープに含める。

(2) レビュー提供者の役割

- | | |
|---|------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> セカンド・パーティ・オピニオン | <input type="checkbox"/> 認証 |
| <input type="checkbox"/> 検証 | <input type="checkbox"/> 格付け |
| <input type="checkbox"/> その他: | |

(3)適用又は参照される基準

No.	基準もしくはガイドライン	発行者	適用レベル ^{*3}
1.	クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック(CTFH) ^{*1}	国際資本市場協会(ICMA)、2025	適用
2.	クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(CTFBG) ^{*1}	金融庁、経済産業省、環境省、2025	適用
3.	グリーンローン原則(GLP) ^{*2}	ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)他、2025	適用
4.	グリーンローンガイドライン(GLGL) ^{*2}	環境省、2024	適用

*1 クライメート・トランジション(移行)は、主に発行体(資金調達者)における気候変動関連のコミットメントと実践に関する信頼性(credibility)に着目した概念である。(CTFH、CTFBGより引用)

*2 トランジションの4要素を満たし、資金用途を特定した債券/ローンとして実行する場合に満たすべき4つの核となる要素(調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定プロセス、調達資金の管理、レポート等)への適合性を確認するもの。(CTFBGより引用、編集)

*3 適用：JICNが自身のトランジション戦略に基づいたトランジション・ファイナンスを実行する際、並びにEnablerとして資金調達者のトランジション・ファイナンスへの取り組みを評価する際に必要な各原則やガイドラインの要素の適用可能な一部の要求事項に対して適切な適合性評価プロセスを有しているか評価



Ⅲ. JICN の責任と DNV の責任

JICN は、DNV がレビューを実施する間に必要な情報やデータを提供しました。DNV のセカンド・パーティ・オピニオンは、独立した意見を表明するものであり、我々に提供された情報を基に、確立された基準が満たされているかどうかについて JICN 及びファイナンスの利害関係者に情報提供することを意図しています。その業務において我々は、JICN から提供された情報及び事実に依拠しています。DNV は、この意見表明の中で参照する選定された資産のいかなる側面に対して責任がなく、また試算、観察結果、意見又は結論が不正確である場合、それに対し責任を問われることはありません。従って DNV は、JICN の関係者から提供されたこの評価の基礎として使用された情報やデータの何れかが正確又は完全でなかった場合においても、責任を問われないものとします。

IV. DNV 意見の基礎

DNV は、JICN にとってより柔軟な自身のトランジション戦略に基づくトランジション・ファイナンス及び Enabler としてのトランジション・ファイナンス適格性評価を実施するために、CTFH、CTFBG 及び GLP、GLGL の要求事項を考慮した適格性評価手順(以下、手順)を作成しました。スケジュール-3 以降を参照してください。この手順は、JICN が(自身の戦略をもとにした)資金供給者/(資金調達者の戦略をもとにした)Enabler として実施する CTFH、CTFBG 及び GLP、GLGL に基づくトランジション・ファイナンス及びトランジション・リンク・ファイナンスに適用可能です。

DNV はこの手順に基づく評価により、独立した外部レビュー機関としてセカンド・パーティ・オピニオンを提供します。

DNV の手順は、DNV の意見表明の根拠に資する一連の適切な基準を含んでいます。その基準の背景にある包括的なクライメート・トランジション・ファイナンスの原則は、以下の通りです。

「クライメート・トランジション・ファイナンスが透明性と信頼性を持って実行されるために必要な投資の機会を提供する」
「環境への利益をもたらす新規又は既存プロジェクトのための資本調達や投資を可能とする」

DNV の手順に従って、レビュー対象であるこのトランジション・ファイナンスに対する基準は、CTFH、CTFBG 及び GLP、GLGL で示される、それぞれ下記の要素にグループ分けされます。

JICN 自身のトランジション戦略の実現に向けた取り組みを実施するための投融資

(1) CTFH 及び CTFBG の 4 つの共通要素

要素1. JICN のクライメート・トランジション戦略とガバナンス

資金供給の目的は、JICN の気候変動戦略の実現を可能にすることが示されるべきである。

要素2. ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ(重要度)

計画されたクライメート移行経路は JICN のビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティに関連付けられるべきである。

要素3. 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略と目標

JICN のクライメート・トランジション戦略は科学的根拠を参照すべきである。

要素4. 実施の透明性

JICN のクライメート・トランジション戦略達成のための資金供給を目的とした資金供給方法に関連する市場関係者とのコミュニケーションでは、基礎となる投資計画(投資プログラム)の透明性を提供すべきである。

(2) GLP、GLGL の 4 つの共通要素

要素1. 調達資金(JICN から供給される資金)の用途

調達資金(JICN から供給される資金)の用途の基準は、資金用途を特定したトランジション・ファイナンスの資金調達者がトランジション・ファイナンスにより調達した資金を適格プロジェクトに使わなければならない、という要求事項によって定められています。適格プロジェクトは、明確な環境改善効果を供給するものです。

要素2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

プロジェクトの評価及び選定の基準は、トランジション・ファイナンスの資金供給者が、トランジション・ファイナンス調達資金(JICN から供給される資金)を用途とする投資の適格性を判断する際に従うプロセスの概要を示さなければならない、また、プロジェクトが目的に対する影響をどのように考慮しているかの概要を示さなければならない、という要求事項によって定められています。

要素3. 調達資金(JICN から供給される資金)の管理

調達資金(JICN から供給される資金)の管理の基準は、トランジション・ファイナンスが資金調達者によって追跡管理されなければならないこと、また、必要な場合には、区別されたポートフォリオを構築し、未充当資金がどのように扱われるか公表するという観点で作成されなければならないことが、要求事項によって定められています。

要素4. レポーティング

レポーティングの基準は、債券への投資家、又はローンの貸し手に対して、少なくとも、資金の充当状況及び可能な場合には定量的もしくは定性的かつ適切なパフォーマンス指標を用いたサステナビリティレポートを発行する、という推奨事項によって定められています。

JICN の Enabler としての投融資

(3) Enabler としての資金調達者のトランジション・ファイナンス適合性評価

(CTFH 及び CTFBG の 4 つの共通要素)

DNV は、JICN が Enabler として資金調達者のトランジション・ファイナンスへの取り組みを評価する際に下記の要素について、適切な適合性評価プロセスを有しているかをレビューする。

要素1. 資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス

資金調達の目的は、資金調達者の気候変動戦略の実現を可能にすることが示されるべきである。

要素2. ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ(重要度)

計画されたクライメート移行経路は資金調達者のビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティに関連付けられるべきである。

要素3. 科学的根拠に基づくクライメート・トランジション戦略と目標

資金調達者のクライメート・トランジション戦略は科学的根拠を参照すべきである。

要素4. 実施の透明性

資金調達者のクライメート・トランジション戦略達成のための資金調達を目的とした資金調達方法に関連する市場関係者とのコミュニケーションでは、基礎となる投資計画(投資プログラム)の透明性を提供すべきである。

(4) 資金用途特定型のトランジション・ファイナンスとしての適合性評価

(GLP、GLGL の 4 つの共通要素)

DNV は、JICN が Enabler として資金調達者のトランジション・ファイナンスへの取り組みを評価する際に下記の要素について、適切な適合性評価プロセスを有しているかをレビューする。

要素1. 調達資金の用途

調達資金の用途の基準は、資金用途を特定したトランジション・ファイナンスの Enabler 及び/又は資金調達者を通じトランジション・ファイナンスにより調達した資金を適格プロジェクトに使わなければならない、という要求事項によって定められています。適格プロジェクトは、明確な環境改善効果を提供するものです。

要素2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

プロジェクトの評価及び選定の基準は、トランジション・ファイナンスの Enabler 及び/又は資金調達者が、トランジション・ファイナンス調達資金を用途とする投資の適格性を判断する際に従うプロセスの概要を示さなければならない、また、プロジェクトが目的に対する影響をどのように考慮しているかの概要を示さなければならない、という要求事項によって定められています。

要素3. 調達資金の管理

調達資金の管理の基準は、トランジション・ファイナンスが Enabler 及び/又は資金調達者によって追跡管理されなければならないこと、また、必要な場合には、区別されたポートフォリオを構築し、未充当資金がどのように扱われるか公表するという観点で作成されなければならないことが、要求事項によって定められています。

要素4. レポーティング

レポーティングの基準は、Enabler は債券への投資家、又はローンの貸し手に対して、もしくは、資金調達者は Enabler に対して、少なくとも、資金の充当状況及び可能な場合には定量的もしくは定性的かつ適切なパフォーマンス指標を用いたサステナビリティレポートを発行する、という推奨事項によって定められています。

V. 評価作業

DNV の評価作業は、JICN によって誠実に情報提供されたという理解に基づいた、利用可能な情報を用いた包括的なレビューで構成されています。DNV は、提供された情報の正確性をチェックするための監査やその他試験等を実施していません。DNV の意見を形成する評価作業には、以下が含まれます。

i. トランジション・ファイナンス実行前アセスメント

- この評価に資する上述及びスケジュール-3~4 に関し、JICN によるトランジション・ファイナンスへの適用を目的とした JICN 特有の評価手順の作成。
- このトランジション・ファイナンスに関して JICN より提供された根拠文書の評価、及び包括的なデスクトップ調査による補足的評価。これらのチェックでは、最新のベストプラクティス及び標準方法論を参照。
- JICN との協議及び、関連する文書管理のレビュー。
- 基準の各要素に対する観察結果の文書作成。
- 必要な場合、JICN が実施する資金調達者のトランジション・ファイナンス評価結果に対する適合性評価書の作成。

ii. トランジション・ファイナンス実行後アセスメント(*この報告書には含まれません)

- JICN へのインタビュー及び関連する文書管理のレビュー
- 現地調査及び検査(必要な場合)
- 発行後の観察結果の文書作成

VI. 観察結果と DNV の意見

DNV の観察結果と意見は以下の通りです。

まず、JICN のトランジション戦略の実現に向けた取り組みを実施するための資金供給(トランジション・ファイナンス)における、DNV の観察結果と意見を以下(1)～(2)に記載し、Enabler としての資金供給(トランジション・ファイナンス)における、DNV の観察結果と意見を以下(3)～(4)に記載します。

(1)として、CTF-1～4 にトランジション・ファイナンスで適用する CTFH、CTFBG の開示要素に対する観察結果と DNV の意見を示します。

詳細は、スケジュール-3 を参照してください。

(2)として、GLP-1～4 に GLP、GLGL の共通する 4 つの要素に対する観察結果と DNV の意見を示します。

詳細は、スケジュール-4 を参照してください。

(3)として、Enabler CTF-1～CTF-4 に、CTFH、CTFBG の共通の 4 つの要素に対する適合性評価プロセスの概要を示します。

(4)として、TF-1～4 に、Enabler としての資金用途特定型トランジション・ファイナンスにおける 4 つの要素に対する観察結果と DNV の意見を示します。

詳細は、スケジュール-5 を参照してください。

JICN のトランジション戦略の実現に向けた取り組みを実施するための投融資

(1) CTFH、CTFBG の共通の 4 つの要素(開示要素)に対する観察結果と DNV の意見

CTF-1. 資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス

- JICN は、設立初期の官民ファンドであることから、現時点では、ファイナンスド・エミッションに基づくパリ協定に整合した GHG 排出削減に関する長期目標の設定が困難な状況であることを、DNV は確認しています。そのため、JICN は、投融資を通じた温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)を、トランジション戦略における当面の目標として設定しています。DNV は、当該対応を、暫定措置として合理的であると評価しています。今後は、GHG 排出量の算定に加え、GHG 排出削減軌道の策定並びに長期目標の設定を通じて、資金供給者としてトランジション戦略のパリ協定への整合性の向上が期待されます。
- JICN は、2050 年ネットゼロに向け、投融資による温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)を目標としているものの、国家削減目標に基づく定量的な整合性は、現時点で明確に示されていません。一方、個別案件の適格性評価においては、国の脱炭素政策や分野別トランジション・ロードマップとの整合を前提条件としており、DNV は、この枠組みを、設立初期の官民ファンドとして妥当と評価しています。
- JICN は、燃料転換、CCUS 及び次世代燃料導入等の多排出セクターにおけるエネルギー転換プロジェクトを支援します。官民ファンドとして民間金融機関の投融資機会を不当に阻害することのないよう、民業圧迫の回避に十分に配慮した投融資運営が求められています。このため、JICN の投融資判断は、個別案件ごとに民間金融機関の関与状況や投融資動向を踏まえて行われており、あらかじめ固定的な投融資計画を策定・開示することは困難な状況にあります。DNV は、JICN の分野別技術ロードマップに基づく案件選定方針の開示を合理的と評価します。
- JICN は、投資経営会議及び脱炭素化委員会を中核とするガバナンス体制の下、トランジション戦略の進捗状況や計画の変更などをモニタリングしています。投融資方針の決定や定期的な進捗管理を通じて、経営・取締役レベルでの監督責任を明確にしています。また、地域脱炭素や中小

企業支援を含む社会的側面も重視し、SDGs 及び公正な移行への貢献を目的としたガバナンス体制を構築しています。

- JICN は、地域脱炭素や中小企業支援等を通じ、雇用維持や産業競争力強化など社会面も重視した移行戦略を展開し、SDGs と公正な移行への貢献を目的としています。

CTF-2. ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ(重要度)

- JICN は、温対法の規定に基づき、地球温暖化の防止と日本の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする株式会社として設立されています。このことから、JICN のマテリアリティは気候変動対策そのものであり、法律及び環境大臣の定める告示(支援基準)により明確に開示されています。
- JICN は、上記の通り、温対法の規定に基づき設立されており、複数のシナリオ分析を踏まえて策定された地球温暖化対策計画で示される日本政府目標と整合した資金供給を行います。

CTF-3. 科学的根拠に基づくクライメート・トランジション戦略と目標

- JICN のトランジション戦略は、投融資を通じた温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)の拡大を主要目標としており、現時点では、1.5℃経路に直接連動した排出削減目標は設定していません。一方、投融資判断においては、温対法及び地球温暖化対策計画に基づく国家削減経路との整合を前提としており、DNV は、設立初期の官民ファンドとしては合理的な暫定的アプローチであると評価しています。加えて、今後は、パリ協定との整合性を高めるための投融資実績の積み上げ、及びファイナンスド・エミッション算定体制の構築などを含めた検討を重要事項としていることを確認しました。
- JICN のトランジション戦略の指標は、「温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)」であり、定量的に測定可能な個別プロジェクトの排出削減等の量を積み上げる形で測定されます。
- JICN は、設立間もない官民ファンドであることから、第三者による科学的削減軌道との直接的ベンチマークは現時点では未設定です。比較実績も限定的な状況にあるため、当面は、削減貢献量の累積を社内方法論に基づく暫定的なものとして採用しており、DNV は、この段階的アプローチを合理的と評価しています。
- トランジション戦略には、2041 年度を中間目標、2050 年度を長期目標とする定量目標が、フレームワークに記載されています。
- JICN は、「温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)」について、中期目標(2041 年度：45 百万 t-CO₂)、長期目標(2050 年度：97 百万 t-CO₂)を開示しています。

表-3 JICN 温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)の中長期目標

	目標値	
	中期(2041 年度)	長期(2050 年度)
温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)	45 百万 t-CO ₂	97 百万 t-CO ₂

- 今後、事業が一定程度進展した段階において、科学的根拠に基づく温室効果ガスの排出削減目標の設定に関する開示の充実が期待されます。



DNV

- JICN は、Scope3 のカテゴリ-15(投資)を最重要カテゴリと認識し、今後の重点対応事項として、ファイナンスド・エミッションの把握及び GHG 排出量削減戦略の策定を位置付け、対応を進める計画であることを、DNV は確認しました。JICN の主要な排出区分は Scope3 となるため、CO₂ 回収技術やカーボンクレジット活用は評価対象外です。

CTF-4. 実施の透明性

- JICN は、予め固定的な投融資計画を策定・開示することは困難です。それは官民ファンドとして、民間金融機関の投融資機会を不当に阻害することのないよう、民業圧迫の回避に十分に配慮した投融資運営が求められているためです。これに基づき、JICN の投融資判断は、個別案件ごとに民間金融機関の関与状況や投融資動向を踏まえて行われ、国の脱炭素政策及び分野別技術ロードマップとの整合性を投融資判断の前提条件とした投融資案件の開示を通じて、トランジション戦略の実行に係る投資計画を間接的に開示しています。
- JICN は排出主体ではないため、内部炭素価格の設定は行っていません。
- JICN は、投融資判断において、地域との共生、環境配慮、法令遵守等を含む支援基準を設定しており、これを通じて、労働者、地域社会及び周辺環境への悪影響を抑制する枠組みを構築しています。これは、公正な移行の観点を内包した制度設計であり、DNV は、社会的側面を包含したトランジション戦略として合理的であると評価しています。

(2) GLP・GLGL の共通する 4 つの要素に対する観察結果と DNV の意見

* グリーン・ファイナンス及び資金用途を特定するトランジション・ファイナンスの基準としての 4 つの要素であり、下記一部グリーンボンドと表記されるものはトランジション・ファイナンスとして読み替えることができます。

GLP-1. 調達資金の用途

JICN は、調達資金(JICN から供給される資金)の用途となる適格カテゴリーを、トランジション戦略の実現に向けた取り組み及び関連する枠組み(CTFH, CTFBG 及び GLP, GLGL)の要求事項に合致するプロジェクトをトランジションプロジェクトとして定義しています。表-4 にトランジション・ファイナンス適格カテゴリーを示します。

表-4 JICN トランジション・ファイナンス 適格カテゴリー

適格カテゴリー	適格クライテリア	プロジェクト候補リスト
発電設備	経済産業省電力分野の脱炭素化に向けたトランジション・ロードマップに整合するプロジェクト	・ 石炭火力へのアンモニア混焼に向けた設備導入
		・ ガス火力への水素混焼に向けた設備導入
		・ 石炭火力へのバイオマス混焼に向けた設備導入
		・ 高効率 LNG 火力発電所の新規建設*・リプレース *LNG 火力発電所の新規建設の場合には、他の非効率火力の退出によって GHG 削減が見込まれること
		・ CO ₂ 回収技術(CCUS)の活用に向けた設備導入
熱源・工業炉	経済産業省トランジション・ファイナンスに関する分野別ロードマップに整合するプロジェクト	・ 燃料転換(LNG・アンモニア・水素・バイオマス・廃棄物等)に向けた設備導入
		・ 廃熱エネルギーの回収技術に向けた設備導入
		・ CO ₂ 回収技術(CCUS)の活用に向けた設備導入
船舶	国際海運のゼロエミッションに向けたロードマップ(国交省)及び、「内航カーボンニュートラル推進に向けた検討会」とりまとめ概要(国交省)に整合するプロジェクト	・ LNG・LPG 燃料船
		・ アンモニア、水素、バイオ燃料船
		・ LNG 等燃料供給(バンキング) 船
		・ 船上 CCS にかかる設備導入

DNV は、JICN のトランジション戦略の実現に向けた取り組みの一環として、トランジション適格プロジェクトに係る設備の取得及び運用資金について、新規の支出又はファイナンスとして充当される計画であることを確認しました。

これらのプロジェクトは、CTFH, CTFBG, GLP 及び GLGL 等で例示される、代表的な大幅な温室効果ガス排出削減をもたらすプロジェクト、又は事業変革に資するカーボンニュートラル実現に向けたプロジェクトであり、直接的又は間接的にトランジションに資するものです。また、これらのプロジェクトは、トランジションプロジェクトとして求められる基準を満たすこと及びトランジション戦略に対して明確な環境改善効果をもたらすことが評価されており、SDGs への寄与も期待されます。これらのプロセスは、GLP-1 に合致するものです。

また、JICN は除外クライテリアを設けており、本フレームワークに基づき実行されたトランジション・ファイナンスによる調達資金(JICN から供給される資金)は下記に関連するプロジェクトには充当しないことを DNV は確認しました。

【除外クライテリア】

- ⑤ 反社会的勢力が関与する、又は関与する可能性があるもの
- ⑥ 犯罪による収益の移転が疑われるもの
- ⑦ 利益相反の可能性があり、いかなる対応を講じても是正されないもの
- ⑧ その他法令違反が認められるもの

GLP-2. プロジェクトの評価と選定プロセス

JICN は、プロジェクトが、GLP-1 の適格カテゴリーに合致し、トランジションプロジェクトとして求められる基準を満たすことに加え、明確な環境改善効果を有すること、並びに、環境面及び社会面における潜在的なネガティブ影響への配慮、プロジェクトを実施する地域における設備認定・許認可及び環境アセスメント等の手続きが適正であることを確認しています。

具体的には、プロジェクトの審査は、事業推進第一部及び第二部により実施され、事業目的及び政策意義(JICN 共通の投融資基準)との整合性及び事業性評価等を行った上で、当該プロジェクトが JICN のトランジション戦略、CTFH、CTFBG、GLP 及び GLGL に適合していることを確認しています。その後、環境大臣及び事業所管大臣の意見を聴取し、最終的に脱炭素化委員会において投融資の可否が決定されます。

評価及び選定

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 資金調達者の環境貢献目標の達成に合致していること <input checked="" type="checkbox"/> トランジション・ファイナンスの調達資金の使途として適格なプロジェクトであり、透明性が確保されていること <input checked="" type="checkbox"/> 公表されている基準要旨に基づきプロジェクトの評価と選定が行われていること(参照可能な基準の存在するグリーンプロジェクト) | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトが定義された適格カテゴリーに適合していることを示した文書化されたプロセスにより評価及び選定されていること <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト実行に伴う潜在的な ESG リスクを特定し、管理していることを文書化されたプロセスにより評価及び選定されていること <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載) : |
|---|---|

責任に関する情報及び説明責任

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 外部機関による助言若しくは検証による評価/選定基準 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載) : | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 組織内部での評価 |
|---|--|

GLP-3. 調達資金の管理

DNV は、JICN が実行するトランジション・ファイナンスにおいて、資金調達者によるトランジションプロジェクトへの充当が完了するまでの期間に、どのように資金を追跡・管理されているかについて確認しました。具体的には、JICN は、資金調達者において、内部プロセスに基づき、JICN より調達した資金を管理する手順があること(未充当資金が一時的に発生した場合における運用方法を含む)を、投融資前に資金調達者からの報告(文書提出又はヒアリング)により確認します。また、資金の充当状況等については、JICN のプロジェクト管理部がモニタリングしています。

調達資金の追跡管理:

- グリーン・ファイナンスにより調達された資金のうち充当を計画している一部若しくは全ての資金は、資金調達者により体系的に区別若しくは追跡管理される
- 未充当資金の一時的な投資の種類、予定が開示されている
- その他(具体的に記載):未充当資金の運用方法について確認する

追加的な開示情報:

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 新規投資のみに充当 | <input checked="" type="checkbox"/> 既存及び新規投資の両方に充当 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 個別(プロジェクト)の支出に充当 | <input type="checkbox"/> ポートフォリオの支出に充当 |
| <input type="checkbox"/> 未充当資金のポートフォリオを開示 | <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載): |

GLP-4. レポーティング

JICN は、トランジション・ファイナンスの調達資金(JICN から供給される資金)が、トランジションプロジェクトに充当されるまでの間、年次で、資金調達者から、トランジション・ファイナンスの取り組み状況について、報告を受けま
す。JICN は守秘義務の範囲内かつ合理的に対応可能な範囲で、ウェブサイト等において、トランジション・ファイ
ナンスの取組状況を年次で報告する予定です。なお、具体的な報告内容については、個別ファイナンスごとに資
金調達者と協議の上で定める予定です。取り組み状況は以下の内容を含みます。

<資金充当状況のレポーティング>

- 充当金額
- 未充当金の残高
- リファイナンスが行われる場合にはリファイナンス額の残高

<環境改善効果：インパクトレポーティング>

- プロジェクトの概要、進捗
- 環境改善効果(例：GHG 排出削減効果)

資金充当状況に関する報告事項:

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト単位 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトポートフォリオ単位 |
| <input type="checkbox"/> 関連する個々の債券単位 | <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に記載)：ファイナンスに応じて決定 |

報告される情報:

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 資金充当額 | <input type="checkbox"/> 資金総額のうちグリーン・ファイナンスにより充当された額割合 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に記載)：リファイナンス額の残高 | |

頻度:

- | | |
|--|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 毎年 | <input type="checkbox"/> 半年ごと |
| <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載)： | |

インパクト・レポーティング(環境改善効果):

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト単位 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトポートフォリオ単位 |
| <input type="checkbox"/> 関連する個々の債券単位 | <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に記載)：ファイナンスに応じて決定 |

頻度:

- | | |
|--|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 毎年 | <input type="checkbox"/> 半年ごと |
| <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載)： | |

報告される情報(予測される効果、若しくは発行後):

- 温室効果ガス排出量/削減量 エネルギー削減量
- その他の ESG 評価項目(具体的に記載): プロジェクト概要、進捗状況等、ファイナンスに応じて決定

開示方法

- 財務報告書に記載(統合報告書) サステナビリティレポートに記載
- 臨時報告書に記載 その他(具体的に記載): ウェブサイト等
- レビュー済報告書に記載(この場合は、外部レビューの対象となった報告項目を具体的に記載):

JICN の Enabler としての投融資

DNV は、JICN が Enabler として資金調達者のトランジション・ファイナンスへの取組を評価する際に、下記の要素について、適切な適合性評価プロセスを有しているかをレビューしました。

当該適合性評価プロセスは、各種 CTF 関連ガイドライン等の枠組みにおいて定められたトランジションへの取組に関する開示水準及び評価要素ごとにスコアリングを行い、あらかじめ定められた基準に基づき、最終的にトランジション・ファイナンスの対象としての適格性を判断するための内部プロセスとして開発されたものです。

以下に示す Enabler CTF-1～CTF-4 は、CTFH、CTFBG の共通の 4 つの要素に対する適合性評価プロセスの概要です。

DNV は、JICN へのアセスメントを通じて、適合性評価プロセスが、CTFH 及び CTFBG との整合性に加え、Enabler の実践的な評価ステップとも整合することを確認しました。

(3)CTFH、CTFBG の共通の 4 つの要素(開示要素)に対する Enabler としての適合性評価プロセスの妥当性と DNV の意見

Enabler CTF-1. 資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス :

- **クライメート・トランジション戦略 :** JICN は、適合性評価プロセスを通じ、資金調達者のクライメート・トランジション戦略が、パリ協定の目標に整合するためのロードマップ等を参照した上で、資金調達者の現状に基づき、透明性があり、信頼性及び実現性の高い目標を定めていることを確認しています。また、JICN は、資金調達者のトランジション戦略の実行において、気候変動以外の環境及び社会への影響や、SDGs への貢献について考慮しています。
- **カーボンニュートラル実現に向けたガバナンス体制 :** JICN は、資金調達者のトランジション戦略が、どのように管理及び実行されるかについて確認しています。また、資金調達者が当初計画したトランジション戦略について、外部要因及び内部要因の別を問わず更新が行われる場合には、資金調達者のフレームワークにかかる変更内容及びその理由を、資金調達者が説明することを JICN は確認します。JICN は、資金調達者のトランジション戦略について重大な変更がある場合、JICN の利害関係者に、資金調達者の開示に基づき報告する予定です。

Enabler CTF-2. ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ(重要度) :

- **環境面の重要性 :** JICN は、資金調達者の気候変動への取り組みが、資金調達者の現在及び将来において、ビジネス特性上、環境面で重要となる中核的な事業活動の変革に資するものであることを確認しています。
- **気候変動関連シナリオ :** JICN は、資金調達者のトランジション戦略が、どのような気候変動シナリオに基づいているかについて確認するとともに、資金使途の対象候補となるプロジェクト又は事業と密接に関連付けられることを確認しています。

Enabler CTF-3. 科学的根拠に基づくクライメート・トランジション戦略と目標 :

- **科学的根拠 :** JICN は、資金調達者が設定する、絶対値又は相対値として定量化された目標及び経路が、パリ協定の目標実現に必要な科学的根拠に基づく削減軌道を参照して設定されていることを確認しています。
- **重要な排出スコープの考慮 :** JICN は、資金調達者の GHG 排出量の削減目標が GHG プロトコルをカバーしていること、又は、事業特性、技術開発及び削減の進捗に係るタイムラインに応じて、その他の適切な指標又は目標等により設定されていることを確認しています。

Enabler CTF-4. 実施の透明性：

- **投資計画：**JICN は、資金調達者のトランジション戦略実現のための投資計画全体について確認しています。なお、当該戦略の実現に向けたタイムラインが長期にわたる場合、又は共通技術開発等の自社以外の要因により投資計画全体の設定が困難な場合には、当該プロジェクトを含む短期的な投資計画について、実務的に可能な範囲にて確認しています。
- **成果とインパクト(公正な移行を含む)：**JICN は、充当対象となるプロジェクトにより想定される気候関連等への成果及びインパクトが、資金調達者によって、直接的又は間接的、定量又は定性を問わず明確に示されていること、並びに、公正な移行への配慮がなされていることを確認しています。
- **ファイナンスの実行・管理：**JICN は、資金調達者が投融資対象となる活動に対する充当計画及び資金調達後の実施状況について、資金使途特定型のトランジション・ファイナンスとして実行及び管理するための適切な計画を有していることを事前に評価するとともに、資金調達後もファイナンス期間を通じて、少なくとも年に1回、当該ファイナンスの実行及び管理が適切に行われている状況について確認する予定です。

(4)資金使途特定型トランジション・ファイナンス(TF)の管理に必要な4つの要素(GLP、GLGL 参照)に対する観察結果と DNV の意見

TF-1. 調達資金の使途：

- JICN は、トランジション・ファイナンスによる調達資金(JICN から供給される資金)を、CTF 適格性を有する資金調達者のトランジションを実現するためのプロジェクト(適格プロジェクト)に対する新規及び/又は既存の支出に充当することを確認します。なお、既存の支出に充当する場合には、当該ファイナンス実行日から遡って原則3年以内(ただし、プロジェクトの特性も考慮し、トランジション性が確認できる場合には、例外的に3年を超える支出も対象)に実施した支出に限るものとしています。
- また、JICN は調達資金(JICN から供給される資金)の使途について、除外クライテリアを設けており、除外クライテリアに関連するプロジェクトへは充当しないこととしています。

【除外クライテリア】

- ① 反社会的勢力が関与する、又は関与する可能性があるもの
- ② 犯罪による収益の移転が疑われるもの
- ③ 利益相反の可能性があり、いかなる対応を講じても是正されないもの
- ④ その他法令違反が認められるもの

TF-2. プロジェクトの評価と選定のプロセス：

- JICN は、CTF 適格性を有する資金調達者のトランジションを実現するためのプロジェクト(適格プロジェクト)に対する新規及び/又は既存の支出に充当するにあたり、Enabler CTF-1~4 及び TF-1~4 を満たすことを確実にするための詳細な内部プロセスを有しています。この内部プロセスは、大きく4つのステップに分類されています。
- JICN によるトランジション・ファイナンス適合性評価プロセスの概要は以下の通りです。
- 4つのステップは、JICN の事業推進第一部及び第二部をはじめとする関連部門及び/又は経営層が関与することが定められており、適切な判断・評価が行われることを確実にしています。

表-2 JICN トランジション・ファイナンス適合性評価手順(概要) (フレームワークより引用)(再掲)

ステップ 1	事業推進第一部又は事業推進第二部により、①事業目的と政策意義(JICN 共通の投融資基準)との整合性確認、②事業性評価等を実施する。
ステップ 2	事業推進第一部又は事業推進第二部にて、個別プロジェクトが資金調達者のトランジション戦略に適合するか、除外クライテリアに該当しないかを確認する。 併せて「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(2025年3月(改定)金融庁・経済産業省・環境省)及び「グリーンローンガイドライン(2024年11月(改定)環境省)」に適合していることを確認する。 当該案件が、環境影響評価法の対象事業となる場合は、環境影響評価準備書に係る環境大臣意見の各要素に整合していることを確認する。 また、当該プロジェクトに対する第三者評価がない場合、大型案件や技術的に整理が難しい案件と判断した場合は、事業者と協議の上、独立した外部評価機関より、当該プロジェクトのトランジション・ファイナンス適合性評価を取得することとする。
ステップ 3	環境大臣及び事業所管大臣の意見を聴取する。
ステップ 4	脱炭素化委員会にて、最終的に支援決定を行う。

評価及び選定 *以下適宜グリーンをトランジション、資金調達者を Enabler と読み替える場合があります。

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 資金調達者の環境貢献目標の達成に合致していること | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトが定義された適格カテゴリーに適合していることを示した文書化されたプロセスにより評価及び選定されていること |
| <input checked="" type="checkbox"/> グリーン・ファイナンスの調達資金の用途として適格なプロジェクトであり、透明性が確保されていること | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト実行に伴う潜在的な ESG リスクを特定し、管理していることを文書化されたプロセスにより評価及び選定されていること |
| <input checked="" type="checkbox"/> 公表されている基準要旨に基づきプロジェクトの評価と選定が行われていること(参照可能な基準の存在するグリーンプロジェクト) | <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載) : |

責任に関する情報及び説明責任

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 外部機関による助言若しくは検証による評価/選定基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 組織内部での評価 |
| <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載) : | |

TF-3. 調達資金の管理：

- DNV は、JICN が実行するトランジション・ファイナンスにおいて、資金調達者によるトランジションプロジェクトへの充当が完了するまでの期間に、どのように資金を追跡・管理されているかについて確認しました。具体的には、JICN は、資金調達者において、内部プロセスに基づき、JICN より調達した資金を管理する手順があること(未充当資金が一時的に発生した場合における運用方法を含む)を、投融資前に資金調達者からの報告(文書提出又はヒアリング)により確認します。また、資金の充当状況等については、JICN のプロジェクト管理部がモニタリングしています。

調達資金の追跡管理： *以下適宜、資金調達者を Enabler として読み替える場合があります。

- トランジション・ファイナンスにより調達された資金のうち充当を計画している一部若しくは全ての資金は、資金調達者により体系的に区別若しくは追跡管理される
- 未充当資金の一時的な投資の種類、予定が開示されている
- その他(具体的に記載)：未充当資金の運用方法について確認する

追加的な開示情報：

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 新規投資のみに充当 | <input checked="" type="checkbox"/> 既存及び新規投資の両方に充当 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 個別(プロジェクト)の支出に充当 | <input type="checkbox"/> ポートフォリオの支出に充当 |
| <input type="checkbox"/> 未充当資金のポートフォリオを開示 | <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載)： |

TF-4. レポーティング :

- JICN は、トランジション・ファイナンスの調達資金(JICN から供給される資金)が、トランジションプロジェクトに充当されるまでの間、年次で、トランジション・ファイナンスの取り組み状況について、資金調達者より報告を受けます。JICN は守秘義務の範囲内かつ合理的に対応可能な範囲で、ウェブサイト等において、トランジション・ファイナンスの取組状況を年次で報告する予定です。なお、具体的な報告内容については、個別ファイナンスごとに資金調達者と協議の上で定める予定です。取り組み状況は以下の内容を含みます。

<資金充当状況のレポーティング>

- 充当金額
- 未充当金の残高
- リファイナンスが行われる場合にはリファイナンス額の残高

<環境改善効果：インパクトレポーティング>

- プロジェクトの概要、進捗
- 環境改善効果(例：GHG 排出削減効果)



DNV

資金充当状況に関する報告事項: *以下適宜、資金調達者を Enabler として読み替える場合があります。

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト単位 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトポートフォリオ単位 |
| <input type="checkbox"/> 関連する個々の債券単位 | <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に記載): ファイナンスに応じて決定 |

報告される情報:

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 資金充当額 | <input type="checkbox"/> 資金総額のうちグリーン・ファイナンスにより充当された額割合 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に記載): リファイナンス額の残高 | |

頻度:

- | | |
|--|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 毎年 | <input type="checkbox"/> 半年ごと |
| <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載): | |

インパクト・レポーティング(環境改善効果):

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト単位 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトポートフォリオ単位 |
| <input type="checkbox"/> 関連する個々の債券単位 | <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に記載): ファイナンスに応じて決定 |

頻度:

- | | |
|--|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 毎年 | <input type="checkbox"/> 半年ごと |
| <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載): | |

報告される情報(予測される効果、若しくは発行後):

- | | |
|--|-----------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> GHG 排出量/削減量 | <input type="checkbox"/> エネルギー削減量 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他の ESG 評価項目(具体的に記載): | プロジェクト概要、進捗状況等、ファイナンスに応じて決定 |

開示方法

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 財務報告書に記載(統合報告書) | <input type="checkbox"/> サステナビリティレポートに記載 |
| <input type="checkbox"/> 臨時報告書に記載 | <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に記載): ウェブサイト等で開示 |
| <input type="checkbox"/> レビュー済報告書に記載(この場合は、外部レビューの対象となった報告項目を具体的に記載): | |



(5)外部レビュー

JICN は、TF-2 で示す適合性評価結果に基づき実行する個別のトランジション・ファイナンスが、適切なトランジション・ファイナンスの実行であるという信頼性・透明性を確保するため、外部レビューを通じ、JICN の適合性評価が適切に完了していることを確認(必要に応じて、外部評価機関から、適合に関する書面を取得)します。

評価結果

DNV は、フレームワークをはじめとする、JICN より提供された関連文書及び情報に基づく評価により、JICN が自身のトランジション戦略の実現に向けたトランジション・ファイナンス並びに、Enabler としてのトランジション・ファイナンスを推進するために確立したトランジション・ファイナンス適合性評価プロセスを含む本フレームワークが、関連する枠組みである CTFH、CTFBG、GLP 及び GLGL において要求される基準及び Enabler の実践的な評価ステップとも整合しており、JICN のトランジション・ファイナンスが適格性を有しており、トランジション・ファイナンスの以下の定義・目的と一致していることを意見表明します。

- 「環境への利益をもたらす新規又は既存プロジェクトのための資本調達や投資を可能とする」
- 「クライメート・トランジション・ファイナンスが透明性と信頼性を持って実行されるために必要な投資の機会を提供する」

DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

2026 年 3 月 24 日



金留 正人

テクニカルレビューアー

DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社



塚崎 旭

プロジェクトリーダー

DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社



田中 典幸

アセッサー

DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

About DNV

Driven by our purpose of safeguarding life, property and the environment, DNV enables organisations to advance the safety and sustainability of their business. Combining leading technical and operational expertise, risk methodology and in-depth industry knowledge, we empower our customers' decisions and actions with trust and confidence. We continuously invest in research and collaborative innovation to provide customers and society with operational and technological foresight.



With our origins stretching back to 1864, our reach today is global. Operating in more than 100 countries, our 16,000 professionals are dedicated to helping customers make the world safer, smarter and greener.

Disclaimer

Responsibilities of the Management of the Fundraiser and the Second-Party Opinion Providers, DNV : The management of Fundraiser has provided the information and data used by DNV during the delivery of this review. Our statement represents an independent opinion and is intended to inform the Fundraiser management and other interested stakeholders in the Bond as to whether the established criteria have been met, based on the information provided to us. In our work we have relied on the information and the facts presented to us by the Fundraiser. DNV is not responsible for any aspect of the nominated assets referred to in this opinion and cannot be held liable if estimates, findings, opinions, or conclusions are incorrect. Thus, DNV shall not be held liable if any of the information or data provided by the Fundraiser's management and used as a basis for this assessment were not correct or complete.

スケジュール-1 トランジション・ファイナンス候補プロジェクト

表中に記載されている対象プロジェクトは評価時点(2026年3月現在)の適格候補プロジェクトです。今後、本フレームワークに基づき実行するトランジション・ファイナンスにおいては、スケジュール-1に記載の適格カテゴリ(対象プロジェクト候補)から何れか又は複数が選定され、ファイナンス実行前又はファイナンス実行後のレポートで調達資金(JICNから供給される資金)の使途が報告されます。また、追加的に対象プロジェクトが含まれる場合には事前にJICNによりフレームワークに基づいたプロセスによってプロジェクトの適格性が評価され、必要な場合にはDNVにより適時評価される予定です。

適格カテゴリ	適格クライテリア	対象プロジェクト	SDGsとの対応
発電設備	経済産業省電力分野の脱炭素化に向けたトランジション・ロードマップに整合するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 石炭火力へのアンモニア混焼に向けた設備導入 ◆ ガス火力への水素混焼に向けた設備導入 ◆ 石炭火力へのバイオマス混焼に向けた設備導入 ◆ 高効率 LNG 火力発電の新規建設*・リプレイス <small>*LNG 火力発電所の新規建設の場合には、他の非効率火力の退出によって GHG 削減が見込まれること</small> ◆ CO₂回収技術(CCUS)の活用に向けた設備導入 	
熱源・工業炉	経済産業省トランジション・ファイナンスに関する分野別ロードマップに整合するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 燃料転換(LNG・アンモニア・水素・バイオマス・廃棄物等)に向けた設備導入 ◆ 廃熱エネルギーの回収技術に向けた設備導入 ◆ CO₂回収技術(CCUS)の活用に向けた設備導入 	
船舶	国際海運のゼロエミッションに向けたロードマップ(国交省)及び、「内航カーボンニュートラル推進に向けた検討会」とりまとめ概要(国交省)に整合するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ◆ LNG・LPG 燃料船 ◆ アンモニア・水素・バイオ燃料船 ◆ LNG 等燃料供給(バンカリング)船 ◆ 船上 CCS にかかる設備導入 	



スケジュール-2 JICN Enabler としてのトランジション・ファイナンス適合性評価プロセス (フレームワークより引用)

下表は、JICN がトランジション・ファイナンスを通じて、Enabler として実行する投融資を推進するために確立した資金調達者のトランジション適合性を評価するためのステップ(適合性評価プロセス)です。ここでは適合性評価プロセスの概要を示していますが、DNV は、アセスメントを通じて、各ステップにおいて、より詳細な実務上の手順(判断フロー等)が定められていることを確認しています。また、DNV は、トランジション・ファイナンスの適合性評価プロセスが、関連する枠組みである CTFH、CTFBG 及び GLP、GLGL で要求される基準や Enabler の実践的な評価ステップを満たしており、適格性があることを確認しました。

参考 JICN トランジション・ファイナンス適合性評価手順(概要) (フレームワークより引用)

ステップ 1	事業推進第一部又は事業推進第二部により、①事業目的と政策意義(JICN 共通の投融資基準)との整合性確認、②事業性評価等を実施する。
ステップ 2	事業推進第一部又は事業推進第二部にて、個別プロジェクトが JICN のトランジション戦略と適合していることを確認する。 併せて、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(2025 年 3 月(改定)金融庁・経済産業省・環境省)及び「グリーンローンガイドライン(2024 年 11 月(改定)環境省)」に適合していることを確認する。 当該プロジェクトが、環境影響評価法の対象事業となる場合は、環境影響評価準備書に係る環境大臣意見の各要素に整合していることを確認する。 また、事業者と協議の上、独立した外部評価機関より、当該プロジェクトのトランジション・ファイナンス適合性評価を取得することとする。
ステップ 3	環境大臣及び事業所管大臣の意見を聴取する。
ステップ 4	脱炭素化委員会にて、最終的に支援決定を行う。



スケジュール-3 クライメート・トランジション・ファイナンス適格性評価手順

下記のチェックリスト(1~4)は、CTFH 及び CTFBG の開示要求項目を基に、JICN トランジション・ファイナンス・フレームワークの適格性評価用に作成された DNV 評価手順です。評価作業における「確認した文書類」は公開・非公開文書等が含まれ、JICN から DNV に対して適格性判断の証拠として提供されています。

* 以下開示要求項目等で「発行体」「投資家」は、適宜、それぞれ「資金調達者」「貸し手」と読み替える場合があります。

* JICN が Enabler として資金供給する場合、JICN が資金調達者の CTFH 適格性評価を実施する手順を有していることを、DNV は確認しました。

Ref.	規準	開示要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
1	資金調達者の クライメート・ト ランジション戦 略とガバナンス	<p>グリーン・ファイナンス、サステナビリティファイナンス、サステナビリティ・リンク・ファイナンスは、パリ協定の目標に沿った資金調達者の温室効果ガス削減戦略を実現することに向けられるべきである。</p> <p><推奨する開示情報と指標></p> <ul style="list-style-type: none"> パリ協定の目標と整合する科学的根拠に基づく長期的な目標。 関連する地域、セクター、国際的な気候変動シナリオに沿う長期目標に向けた軌道(trajecory)上にある、関連性と信頼性があり科学的根拠に基づく、短期的及び中期的な目標。 資金調達者のトランジション戦略。これには、詳細な設備投資(Capex)や関連する技術的な影響など、温室効果ガス削減に向けた主要な手段の具体的な項目を含むべきである(資本支出額、資本支出計画を実行するうえで想定される炭素価格、事業に与える影響、規制の考慮など)。 経営層/取締役レベルの説明責任を含む、資金調達者のトランジション戦略への明確な監督とガバナンス。 関連する環境及び社会に関する外部効果を緩和するとともに、国連の持続可能な開発目標(SDGs)に寄与するためのより広範なサステナビリティ戦略の証左。適切な場合、「公正な移行」への配慮を含む。 	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> フレームワーク 地球温暖化対策推進法 会社概要 地球温暖化対策計画 その他関連資料 <p>関係者へのインタビュー</p>	<p>JICNは、地球温暖化対策推進法に基づいて2022年に設立された会社であり、温室効果ガス排出量の削減等を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動に対して、資金供給することを目的とした官民ファンドです。日本政府が温対法に基づき策定した「地球温暖化対策計画」において示される、2030年46%削減、2035年60%削減、2040年73%削減及び2050年ネットゼロという1.5℃目標に整合する国家削減経路を上位根拠として、日本の中長期的な脱炭素化に資するトランジション投融資を通じ、温室効果ガス排出削減及び吸収量の創出を累積的に拡大していく戦略的な活動を行っています。DNVは、これらが科学的根拠を有するとともに野心性のある目標であることを確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> JICNは、2022年に設立された官民ファンドであり、現在は脱炭素関連投融資のポートフォリオを構築・拡大していく初期の事業フェーズにあります。このため、現時点では、民間金融機関と同様の形で、自身のファイナンス・エミッションを基礎とした、パリ協定整合の長期的な削減目標を設定することは困難な状況にあります。 <p>このような事業フェーズを踏まえ、JICNは、投融資を通じて創出される温室効果ガス排出削減等の量の合計値（累積）を、トランジションを含むJICNとしての主要な目標として設定しています。DNVは、設立初期においてポートフォリオの母数が限定的であり、短期的にはファイナンス・エミッションが拡大傾向となる可能性が高いという事業特性を踏まえると、この累積削減貢献量を指標とする目標設定は、現時点において合理的かつ適切な暫定的アプローチであると評価しています。</p> <p>一方で、一定の運営期間を経てポートフォリオが積み上がった段階においては、ファイナンス・エミッションの算定及び削減軌道の設定を含む、よりパリ協定との直接的な整合性を示すトランジション戦略への高度化が期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> JICNは、2050年ネットゼロ向け、トランジション・ファイナンスを含むすべての投融資により創出される温室効果ガス排出削減等の量の合計値（累積）を目標として設

Ref.	規準	開示要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
				<p>定しています。当該目標は、日本政府が策定する2030年、2035年、2040年及び2050年の国家削減目標に直接連動した排出削減率や排出強度指標に基づくものではなく、国家の削減軌道との定量的な整合性を現時点で示すものではありません。</p> <p>しかし、JICNは、投融資案件の適格性評価において、地球温暖化対策計画に示される国家削減経路との整合性を前提条件として採用しており、個別案件レベルでは当該国家軌道に沿った移行が求められています。DNVは、このような二層構造(ポートフォリオレベルでは累積貢献量、案件レベルでは国家削減軌道整合)を採用するアプローチは、設立初期の官民ファンドとしては妥当な枠組みであると評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> JICNは、排出削減貢献量の創出に向け、多排出セクターにおける燃料転換、CCUS、次世代燃料の導入等、エネルギー転換を中心とするプロジェクトへの投融資を検討しています。官民ファンドとして、民間金融機関の投融資機会を不当に阻害することのないよう、民業圧迫の回避に十分に配慮した投融資運営が求められています。このため、JICNの投融資判断は、個別案件ごとに民間金融機関の関与状況や投融資動向を踏まえて行われており、個別案件に係る詳細な設備投資額、事業収支への影響などの開示は限定的となっています。 <p>DNVは、現時点においては、JICNの制度的役割及び案件形成段階の特性を踏まえ、分野別技術ロードマップ整合を基礎とした案件選定方針を開示している点をもって、トランジション戦略の基本的方向性は合理的に示されていると評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> DNVは、JICNが投資経営会議及び脱炭素化委員会を中心とするガバナンス体制を構築し、これらの会議体において、投融資方針の決定、トランジション戦略の策定、並びに年次又は定期的なフォローアップを通じた進捗評価が行われる計画であることを確認しました。これにより、経営層及び取締役レベルでの明確な監督責任が確立されています。 JICNは、地域脱炭素、中小企業支援、GX投資の加速、地域経済の活性化等を投融資対象に含めており、単なる環境負荷低減にとどまらず、雇用維持、地域経済の持続性、産業競争力の強化といった社会的側面を包含した移行戦略を有しています。これは、SDGs(目標7、13)への貢献を同時に意図した設計であり、「公正な移行」の観点を内包したトランジション戦略として整理されています。
2	ビジネスモデルにおける環境面	トランジション戦略は、資金調達者のビジネスモデルにおいて環境面での重要な部分に関連するものとすべきである	確認した文書類： - フレームワーク	JICN は、地球温暖化対策推進法に基づき、「脱炭素社会の実現に寄与すること」を目的として設立された官民ファンドであり、そのビジネスモデル自体が、国の脱炭素移行

Ref.	規準	開示要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
	のマテリアリティ (重要度)	<p>る。その際、現在のマテリアリティに関する判断に影響を及ぼす可能性のある将来のシナリオを複数考慮すべきである。</p> <p><推奨する開示情報と指標></p> <p>計画されたトランジション戦略のマテリアリティに関する議論は、以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> マテリアリティをマトリックスの形で一般に開示する、又は資金調達者の年次報告書の中に記載する。 気候変動に関連する適格プロジェクトやKPIが、資金調達者の全体的な排出量プロフィールに与える重要性について言及する。 <p>Scope3が重要であると予想されるものの、まだ特定や測定がされていない場合は、報告までのスケジュールを開示すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法 会社概要 地球温暖化対策計画 その他関連資料 関係者へのインタビュー	<p>を金融面から実装することを中核機能として構築されています。このため、JICN のトランジション戦略は、CSR 的な取組ではなく、事業の存在意義及び収益創出活動の根幹と直結した中核的戦略として位置づけられており、DNV は、同社のビジネスモデルにおいて極めて高い環境マテリアリティを有することを確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> JICN のフレームワークには、マテリアリティ・マトリックスや体系的なマテリアリティ評価プロセスに関する明確な開示は確認されません。しかしながら、温対法に基づく設立趣旨、投融資対象の適格要件に国の脱炭素政策との整合性を明確に組み込んでいる点、並びにすべての投融資判断が脱炭素貢献を前提条件として設計されている点を踏まえると、気候変動対策及び脱炭素化が経営上の最重要課題であることが明確になっていると評価できます。 JICN は自らが排出主体ではなく、投融資を通じて第三者の排出削減を促進する資金供給者であるため、Scope3 のカテゴリー15(投資)が同社の排出プロフィールにおいて最も重要な要素になると認識しています。一方で、設立から間もなく、現在は事業拡大フェーズにあることから、現時点ではファイナンス・エミッションの算定方法を含む体制構築段階にあり、削減に向けた具体的な定量目標や削減戦略の設定は、今後の重要な対応事項として検討されています。
3	科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略と目標	<p>資金調達者のトランジション戦略は、科学的根拠のある目標とトランジションに向けた経路に基づくべきである。世界経済をパリ協定の目標に合致させるために必要な温室効果ガス排出削減率(温室効果ガス排出削減軌道)については、科学的な指針がある。</p> <p>トランジション戦略は以下の要件を満たすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的に測定可能であり、最新の利用可能な方法論に沿っていること。 認知された第三者による科学的な軌道が利用可能な場合は、それに整合させる、ベンチマークとする、その他の方法で参照すること。第三者による軌道が利用できない場合は、業界の同業他社との比較、社内の方法論、過去の実績を考慮していること。 中間目標を含む形で公表されていること(主要な財務諸表の中で公表することが理想)。 	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> フレームワーク 地球温暖化対策推進法 会社概要 地球温暖化対策計画 その他関連資料 関係者へのインタビュー	<p>JICNのトランジション戦略は、投融資を通じて創出される温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)を主要な目標としています。これはパリ協定と整合する削減軌道(1.5℃経路)に直接連動した排出削減目標ではありません。一方で、投融資判断においては、温対法及び「地球温暖化対策計画」に基づく国家削減経路との整合性を前提条件としており、設立初期の官民ファンドとしての事業フェーズを踏まえると、当該アプローチは、現時点において合理的な暫定的対応であるとDNVは評価しています。</p> <p>DNVはまた、一定の投融資実績が積み上がり、ファイナンス・エミッションの把握体制等が構築された段階において、トランジション戦略の見直し及びパリ協定との直接的な整合性を強化する計画があることを確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> JICNのトランジション戦略の指標は、「温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)」であり、定量的に測定可能な個別プロジェクトの排出削減等の量を積み上げる形で測定されます。 JICNは設立から間もない官民ファンドであり、現時点では、認知された第三者による科学的削減軌道との直接的なベンチマークは設定されていません。また、業界同業他

Ref.	規準	開示要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
		<ul style="list-style-type: none"> 独立した保証又は検証などの裏付けがあること。 <強く推奨される開示情報と指標> パリ協定と整合する短期・中期・長期の温室効果ガス排出削減目標。 基準年と過去の排出量(排出原単位が主要な指標の場合であっても、絶対値を含む)。 使用したシナリオ及び適用した手法(ACT、SBTi、IEA等)。第三者によるシナリオが利用できない場合は、業界の同業他社との比較、社内での方法論、又は過去の実績。 すべてのスコープ(Scope 1・Scope 2・Scope 3)をカバーした温室効果ガス排出削減目標及び最も関連するサブカテゴリー。 排出原単位又は絶対値で策定された目標値。原単位を目標にする場合は、絶対値の変化に関する予測を提供するべきである。 CO₂回収技術や、高品質で信頼に足るクレジットを使うことが適切な場合は、業界のベストプラクティス(SBTi, VCMi, ICVCM等)に沿った、温室効果ガス削減経路に対する相対的な貢献度。 		<p>社との比較や過去実績の蓄積も限定的であることから、現段階では、削減貢献量の累積を社内方法論に基づく暫定的な移行計画として採用しています。DNVは、この段階的アプローチは、現段階では合理的であると評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本フレームワークには、2041年度を中間目標、2050年度を長期目標とする定量目標が記載されています。 本フレームワークは、本報告書にて第三者評価を取得しています。 JICNは、「温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)」について、中期目標(2041年度: 45百万t-CO₂)、長期目標(2050年度: 97百万t-CO₂)を開示しています。 JICNのトランジション戦略は、自身の排出削減目標ではなく、投融資を通じた削減貢献量を指標としているため、基準年及び過去の排出量に関する開示は行われていません。 JICNのトランジション戦略は、現時点ではシナリオ分析に基づくものではありません。これは、今後のファイナンス・エミッション算定体制の構築と合わせて、段階的に高度化される予定です。 JICNは、自らが排出主体ではないことから、将来的に最も関連性が高い排出カテゴリーとしてScope3のカテゴリー15(投資)が重要であることを明確に認識しており、ファイナンス・エミッションの把握及び削減戦略策定を今後の重点対応事項として位置づけています。DNVは、このような段階的アプローチは、設立初期の官民ファンドとして合理的であると評価します。 JICNにおける定量目標は、排出原単位又は自社の絶対排出量削減を示すものではなく、投融資を通じて創出される温室効果ガス排出削減等の量の合計値(累積)として設定されています。このため、排出原単位又は絶対排出量に基づく削減目標、及び原単位目標を設定した場合に求められる絶対排出量の変化に関する予測は現時点では提供されていません。DNVは、現段階では、JICNの事業特性及び設立初期フェーズを踏まえると、削減貢献量の累積を主要指標とするアプローチは合理的であると評価する一方で、将来的にはファイナンス・エミッションを基礎とした絶対量又は排出強度に基づく目標の導入が望まれると評価します。 JICNの主要な排出区分はScope3となるため、CO₂回収技術やカーボンのクレジットの活用は適切ではないと判断します。

Ref.	規準	開示要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
4	実施の透明性	<p>資金調達者のトランジション戦略への資金供給を意図したGSSファイナンスの提供に関する市場との対話は、可能な限り、設備投資及び運営費(Capex及びOpex)を含む投資プログラムについても透明性を持たなければならぬ。</p> <p><推奨する開示情報と指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 全体戦略や気候関連の科学と整合したCapexの実施計画、及び組織内におけるCapexに対する意思決定の反映方法。 トランジション戦略に適合しない活動/製品の段階的な廃止計画(活動/製品が著しく有害である場合や、科学的根拠に基づく温室効果ガス削減軌道に一致しない場合)。 グリーンCapex(グリーンボンド原則におけるグリーン適格プロジェクト等)が全体のCapexに占める割合と、その割合の時間的变化。 様々な手段に沿った資産/収益/支出/処分の割合。 資金調達者の主要な資産や製品から排出される潜在的な温室効果ガスの定量的及び/又は定性的評価。 内部の炭素価格の推定値。 労働者、地域、周辺環境に対する悪影響と、それらの悪影響を緩和するための戦略。 	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> - フレームワーク - 地球温暖化対策推進法 - 会社概要 - 地球温暖化対策計画 - その他関連資料 <p>関係者へのインタビュー</p>	<p>JICNは、自身のトランジション戦略実行のための基本的な投資プログラムを開示していません。また現段階で、目標達成に向けて具体的な取り組みと投資計画についても開示できていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> JICNは、官民ファンドとして、国家の脱炭素政策及び分野別技術ロードマップとの整合性を投融資判断の前提条件としており、これらに整合するプロジェクトへの投融資を通じて、実質的にCapexの方向性を誘導する役割を担っています。一方で、JICN自身は事業会社ではなく資金供給者であるため、設備投資を直接実施する主体ではなく、ポートフォリオ全体としてのCapex実施計画やCapex構成比率に関する定量的な開示は現時点では行われていません。 DNVは、現段階では、国家ロードマップ整合を前提とした案件選定プロセスが、間接的に科学的根拠に基づくCapex誘導の役割を果たしていると評価します。 JICNは、脱炭素社会の実現に資する事業活動への資金供給を目的とする官民ファンドであり、トランジション戦略に適合しない活動や製品を自ら保有・運営する事業主体ではありません。そのため、内部事業における段階的廃止計画に関する開示は行われていません。 一方で、投融資対象については、国家の脱炭素ロードマップとの整合性を前提条件とした適格性評価及び除外クライテリアを通じて、科学的根拠に基づく削減軌道に一致しない活動への資金供給を実質的に抑制する枠組みが構築されています。 JICNは、資金供給者であるため、自身のCapex構成において、グリーンCapexが占める割合やその時間的变化に関する定量的な開示は行っていません。一方で、投融資ポートフォリオ全体は、脱炭素に資するプロジェクトを対象とする設計となっており、事実上、グリーン/トランジションCapexを誘導する金融ポートフォリオとして構築されています。 DNVは、将来的には、ポートフォリオ全体におけるグリーン/トランジション関連投融資の構成比等の開示が拡充されることが望ましいと評価します。 現時点では、JICNの資産、収益、支出及び処分を、脱炭素関連/非関連といった観点で体系的に分類した定量的な開示は行われていません。これは、設立初期フェーズにあり、ポートフォリオの構成が流動的であることによるものです。 DNVは、今後ポートフォリオが安定化した段階において、これらの構成比の開示がトランジション戦略の透明性向上に資するものと評価します。 JICNは、自らが排出主体となる事業を保有・運営する事業会社ではないため、主要な資産や製品から直接排出される温室効果ガスに関する定量的評価は限定的です。

Ref.	規準	開示要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
				<p>一方で、投融資を通じて関与する事業活動については、個別案件レベルで排出削減効果等の定量評価が行われており、これらを通じて間接的にポートフォリオの排出プロファイルを把握する設計が構築されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JICNは、市場に脱炭素に資する資金を供給する金融機関であり、排出の主体ではないため、内部炭素価格を設定していません。 ・ JICNは、投融資判断において、地域との共生、環境配慮、法令遵守等を含む支援基準を設定しており、これを通じて、労働者、地域社会及び周辺環境への悪影響を抑制する枠組みを構築しています。 <p>これは、公正な移行の観点の内包した制度設計であり、DNVは、社会的側面を包含したトランジション戦略として合理的であると評価します。</p>



スケジュール-4 資金使途特定型トランジション・ファイナンス適格性評価手順

下記のチェックリスト GLP-1～GLP-4 は、GLP、GLGL に基づき、トランジション・ファイナンス適格性評価用に作成された DNV 手順です。評価作業における「関連文書確認」は資金調達者内部文書等が含まれ JICN から DNV に対して適格性判断の証拠として提供されています。

GLP-1 調達資金の使途

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
1a	資金の種類	トランジション・ファイナンスの種類は GLP 等で定義される以下の種類のいずれかに分類される。 ・(標準的)トランジション・ファイナンス ・トランジションレベニュー・ファイナンス ・トランジションプロジェクト・ファイナンス ・その他	確認した文書類： - フレームワーク 関係者へのインタビュー	DNV は、評価作業を通じトランジション・ファイナンスが以下のカテゴリーに分類されることを確認しました。 ・ (標準的)トランジション・ファイナンス ・ トランジションプロジェクト・ファイナンス
1b	トランジション・ファイナンス適格プロジェクト分類	トランジション・ファイナンスにおいて肝要なのは、その調達資金がトランジション・ファイナンス適格プロジェクトのために使われることであり、そのことは、トランジション・ファイナンス実行に係る法的書類に適切に記載されるべきである。	確認した文書類： - フレームワーク 関係者へのインタビュー	DNV は、フレームワークの中で特定されたプロジェクトが GLP をはじめとする基準で分類される代表的な以下の適格カテゴリーに該当し、調達した資金は新規ファイナンスもしくはリファイナンスとして新たなプロジェクトもしくは既存のプロジェクトに充当される計画であり、資金調達に係る法的書類等に適切に記載される計画であることを確認しました。 ・ 発電設備 ・ 熱源・工業炉 ・ 船舶
1c	環境面及び社会面での便益	調達資金使途先となる全てのトランジション・ファイナンス適格プロジェクトは明確な環境面及び社会面での便益を有すべきであり、その効果は資金調達者によって評価され、可能な場合は、定量的に示されるべきである。	確認した文書類： - フレームワーク 関係者へのインタビュー	トランジション・ファイナンス適格プロジェクトは、JICN の経営理念・経営ビジョンと密接に関連しており、同社が推進する環境・社会的課題の解決やサステナビリティへの取り組みと整合している。環境面での便益は CO ₂ 排出量削減貢献量であり、資金調達者により定量的に評価される計画です。 なお、トランジション・ファイナンス実行前は、資金調達者により、対象ファイナンスで充当予定のプロジェクトの環境改善効果評価手法(算定方法)を JICN に報告し、年次レポートにて環境改善効果を定量的に評価・報告される予定であることを DNV は確認しました。
1d	リファイナンスの割合	調達資金の全部あるいは一部がリファイナンスのために使われる場合、又はその可能性がある場合、資	確認した文書類： - フレームワーク	JICN が投融資を実行する資金調達者は、調達資金を全てスケジュール-1 に含まれる適格プロジェクト候補の何れか又は複数に対し新規投資、リファイナンスの何れか又は両方に使用する計



Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
		金調達者は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を示し、また、必要に応じて、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにすることが推奨される。	関係者へのインタビュー	画としています。ファイナンス実行前に、予め新規投資又はリファイナンスの別が明らかな場合は、ローン契約書等で説明されます。また、未定の場合は、レポート(年次報告)を通じて、調達資金(JICN から供給される資金)のうちリファイナンスに充当された部分の概算額(又は割合)を明らかにする予定であることを DNV は確認しました。



GLP-2 プロジェクトの評価と選定のプロセス

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
2a	プロジェクト選定のプロセス	<p>トランジション・ファイナンスの資金調達者は、調達資金の用途となるプロジェクトの適格性を判断したプロセス概要を示すべきである。これは以下を含む(これに限定されるものではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達者が、対象となるプロジェクトが適格なグリーンプロジェクトの事業区分に含まれると判断するプロセス ・ 調達資金の用途となるプロジェクトの適格性についての基準作成 ・ 環境面での持続可能性に係る目標 	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> - フレームワーク <p>関係者へのインタビュー</p>	<p>DNV は、JICN が、トランジション・ファイナンス調達資金の用途となるプロジェクトの適格性を判断したプロセス文書を有しており、その概要をフレームワークの中で明記していることを確認しました。</p>
2b	JICNの環境及び社会的ガバナンスに関するフレームワーク	<p>トランジション・ファイナンスプロセスに関して JICN により公表される情報には、規準、認証に加え、投資家は資金調達者のフレームワークや環境性に関連する持続性に関するパフォーマンスの品質についても考慮している。</p>	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> - フレームワーク <p>関係者へのインタビュー</p>	<p>JICN は、トランジション・ファイナンス適格プロジェクトの選定の際、環境関連法令、条例及び諸規則の遵守、ライフサイクル全体もしくは各プロセスにおいて、CO₂ 削減等の環境改善効果が明確になっていること等を考慮しています。</p> <p>DNV は、JICN の実施するトランジション・ファイナンス適格プロジェクトが、同社の経営方針(=環境方針)に合致していることを確認しました。</p>

GLP-3 調達資金の管理

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
3a	調達資金の追跡管理-1	トランジション・ファイナンスによって調達される資金に係る手取金は、サブアカウントで管理され、サブ・ポートフォリオに組み入れ、又はその他の適切な方法により追跡されるべきである。また、トランジション・ファイナンス適格プロジェクトに係る資金調達者の投融資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、資金調達者によって証明されるべきである。	確認した文書類： - フレームワーク 関係者へのインタビュー	トランジション・ファイナンスの調達資金(JICNから供給される資金)が、適格プロジェクトに充当されるまでの間、資金調達者の内部プロセス(未充当資金が一時的に発生した場合における運用方法を含む)に基づき管理されます。JICNは、資金供給前に資金調達者からの報告(文書提出又はヒアリング)により、資金管理手順を確認します。また、資金の充当状況については、JICNのプロジェクト管理部によって、モニタリングされます。
3b	調達資金の追跡管理-2	トランジション・ファイナンスを管理すべき期間において、追跡されている調達資金の残高は、一定期間ごとに、当該期間中に実施された適格プロジェクトへの充当額と一致するよう、調整されるべきである。	確認した文書類： - フレームワーク 関係者へのインタビュー	DNVは、JICNがトランジション・ファイナンスの実行からプロジェクトに充当されるまでの期間、定期的(年に一度)にトランジション・ファイナンスの残高をプロジェクト管理部がモニタリングすることを確認しました。
3c	一時的な運用方法	適格性のあるトランジション・ファイナンス適格プロジェクトへの投資又は支払いが未実施の場合は、資金調達者は、未充当資金の残高についても、想定される一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである。	確認した文書類： - フレームワーク 関係者へのインタビュー	DNVは、JICNが資金調達者の社内システム・帳票及び関連する業務フローに基づき、未充当金の残高が逐次認識される仕組みがあることを確認することを確認しました。DNVは、JICNが資金調達者からの説明文書等を通じて未充当資金の残高を現金又は現金同等物で管理されていることを確認することを確認しました。また、未充当金の残高は、資金調達者からの資金充当状況の報告を通じて確認する予定であることを確認しました。



GLP-4 レポーティング

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
4a	定期レポートの実施	<p>調達資金の使途及び未充当資金の一時的な投資のレポートに加え、資金調達者はトランジション・ファイナンスで調達した資金が充当されているプロジェクトについて、少なくとも年に1回、以下を考慮した上で、各プロジェクトのリストを提供すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 守秘義務や競争上の配慮 - 各プロジェクトの概要、期待される持続可能な環境・社会的な効果 	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> - フレームワーク - 関係者へのインタビュー 	<p>DNV は、トランジション・ファイナンスにより調達された資金(JICN から供給された資金)について、適格プロジェクトに充当されるまでの間、資金調達者が、JICN に対して、年次でトランジション・ファイナンスに関する報告を実施する予定であることを確認しました。JICN は守秘義務の範囲内かつ合理的に対応可能な範囲で、ウェブサイト等において、トランジション・ファイナンスの取組状況を年次で報告する予定です。なお、具体的な報告内容については、個別ファイナンスごとに資金調達者と協議の上で定める予定です。</p> <p>具体的に資金調達者は、資金充当状況として JICN に充当金額、未充当金額の残高、リファイナンスの額の残高、環境改善効果として、プロジェクトの概要、進捗、環境改善効果を報告します。</p>

スケジュール-5 Enabler としての資金使途特定型トランジション・ファイナンス適格性評価手順

下記のチェックリスト(GLP-1～GLP-4)は、GLP、GLGLの要求事項を基に、JICNのEnablerとしてのフレームワーク適格性評価用に作成されたDNV評価手順です。評価作業における「関連文書確認」にはEnabler内部文書等が含まれ、JICNからDNVに対して適格性判断の証拠として提供されています。

なお、スケジュール-5では慣行に従いGLPと表記していますが、ここでは、CTFH及びCTFBGに基づく資金使途を特定するトランジション・ファイナンスにおいて、トランジションプロジェクトなど資金使途を特定する資金調達の場合に参照する基準及び要求事項を含むため、適宜トランジションの文意に読み替えて下さい。

GLP-1 調達資金の使途

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
1a	資金の種類	トランジション・ファイナンスの種類はGLPで定義される以下の種類の何れかに分類される。 <ul style="list-style-type: none"> ・(標準的)トランジション・ファイナンス ・トランジションレベニュー・ファイナンス ・トランジションプロジェクト・ファイナンス ・その他 	確認した文書類： - フレームワーク 関係者へのインタビュー	DNVは、評価作業を通じトランジション・ファイナンスが以下のカテゴリに分類されることを確認しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・(標準的)トランジション・ファイナンス ・トランジションプロジェクト・ファイナンス →JICNがEnablerとして実施する(標準的)トランジション・ファイナンス及びトランジションプロジェクト・ファイナンスです。
1b	トランジションプロジェクト分類	トランジション・ファイナンスにおいて肝要なのは、その調達資金がトランジションプロジェクトのために使われることであり、そのことは、証券に係る法的書類に適切に記載されるべきである。	確認した文書類： - フレームワーク 関係者へのインタビュー	DNVは、トランジション・ファイナンスが、フレームワーク及びスケジュール-2に記載されている通り、JICNがEnablerとして適格性評価を行う資金調達者の環境目標、トランジション戦略の実現に焦点を当てたトランジションプロジェクトへの資金充当を目的としていることを確認しました。 具体的には、スケジュール-1及び本文に記載されるJICNのトランジション・ファイナンス適格性評価手順を満たし、又は追加的に外部評価機関から適合に関する書簡を得たトランジションプロジェクトであり、トランジション・ファイナンスを通じて供給した資金は、その全額が1つ又は複数のトランジションプロジェクトに充当されるものです。 DNVは、アセスメントを通じ、JICNのフレームワーク及び内部プロセスに従って適切に適合性評価が行われたプロジェクトは、トランジション適格プロジェクトとして、真に環境上の利益をもたらすと結論付けます。
1c	環境面での便益	調達資金使途先となる全てのトランジションプロジェクトは明確な環境面での便益を有すべきであり、その効果は資金調達者によって評価され、可能な場合は、定量的に示されるべきである。	確認した文書類： - フレームワーク 関係者へのインタビュー	トランジションプロジェクトは、資金調達者もしくはJICNのトランジション戦略に基づく目標に貢献する、1bで示すJICNによる適合性評価により評価された低・脱炭素化に資するプロジェクトです。環境面での便益は、資金調達者により定量的又は定性的に評価されます。

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
				<p>なお、トランジション・ファイナンス実行前、プロジェクトの運転開始前や秘密情報・競争上の配慮が必要な場合は、プロジェクトの環境改善効果評価方法(算定方法)及び項目までの開示とし、年次レポートにてプロジェクトの特性に応じた指標及び CO₂ 排出削減量として定量的又は定性的に評価・報告される予定であることを確認しました。なお、報告先は一般開示又は JICN への報告限りの何れか又は両方となります。</p>
1d	リファイナンスの割合	<p>調達資金の全部あるいは一部がリファイナンスのために使われる場合、又はその可能性がある場合、発行体は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を示し、また、必要に応じて、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにすることが推奨される。</p>	<p>確認した文書類： - フレームワーク 関係者へのインタビュー</p>	<p>JICN は、調達資金(JICN から供給される資金)を全てスケジュール-1 の適合性評価プロセスで適格性があると判断されたプロジェクト候補の 1 つ又は複数に対し、新規投資、リファイナンスの何れか又は両方に使用する計画について資金調達者に確認します。トランジション・ファイナンス実行前に、予め新規投資、リファイナンスの別が明らかな場合は、ローン契約書等で説明されます。また、未定の場合は、レポート(年次報告)を通じて、調達資金(JICN から供給される資金)のうちリファイナンスに充当された部分の金額を明らかにする予定であることを確認します。</p>



GLP-2 プロジェクト選定及び評価のプロセス

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
2a	プロジェクト選定のプロセス	<p>トランジション・ファイナンスを利用する Enabler 及び資金調達者はトランジション・ファイナンス調達資金の用途となるプロジェクトの適格性を判断したプロセス概要を示すべきである。これは以下を含む(これに限定されるものではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資金調達が、対象となるプロジェクトが適格なトランジションプロジェクトであると判断するプロセス トランジション・ファイナンス調達資金の用途となるプロジェクトの適格性についての規準作成 環境面での持続可能性に係る目標 	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> - フレームワーク 関係者へのインタビュー 	<p>DNV は、JICN がトランジション・ファイナンス調達資金(JICN から供給される資金)の用途となるプロジェクトの適格性を判断するプロセス文書を有しており、その概要をフレームワーク及び関連する文書の中で明記していることを確認しました。</p>
2b	発行体の環境及び社会的ガバナンスに関するフレームワーク	<p>トランジション・ファイナンスプロセスに関して Enabler 及び資金調達者により公表される情報には、規準、認証に加え、トランジション・ファイナンス原資の貸し手や Enabler は、資金調達者のフレームワークや環境に関連する持続性に関するパフォーマンスの品質についても考慮している。</p>	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> - フレームワーク 関係者へのインタビュー 	<p>JICN は、トランジションプロジェクトの選定の際、資金調達者のトランジション戦略が CTF に整合していることに加え、実際に資金が供給されるプロジェクトについて、環境関連法令、条例及び諸規則の遵守、ライフサイクル全体もしくは各プロセスにおいて、CO₂削減等の環境改善効果が明確になっていること等を考慮しています。</p> <p>また、JICN は資金調達者が、事業の運営・実施にあたり、関係する各部において周辺環境の保全に取り組んでいることを確認するプロセスを有しています。</p> <p>DNV は、JICN へのインタビュー等を通じて、JICN が資金調達者の実施するトランジションプロジェクトについて、資金調達者のトランジション戦略、目標及び経路と整合していることを確認するプロセスを有していることを確認しました。</p>

GLP-3 調達資金の管理

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
3a	調達資金の追跡管理-1	トランジション・ファイナンスによって調達される資金に係る手取金は、サブアカウントで管理され、サブ・ポートフォリオに組み入れ、又はその他の適切な方法により追跡されるべきである。また、トランジションプロジェクトに係る発行体の投融資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、発行体によって証明されるべきである。	確認した文書類： - フレームワーク 関係者へのインタビュー	DNVは、JICNへのアセスメントを通じて、JICNが、トランジション・ファイナンスによって供給する資金が、資金調達者の社内システム・帳票等により追跡可能であることを実際に使用されているシステム及び関連文書等にて確認を行い、これに基づき調達資金の管理状況が証明されることを確認することを確認しました。
3b	調達資金の追跡管理-2	トランジション・ファイナンスの弁済期間において、追跡されている調達資金の残高は、一定期間ごとに、当該期間中に実施された適格プロジェクトへの充当額と一致するよう、調整されるべきである。	確認した文書類： - フレームワーク 関係者へのインタビュー	DNVは、トランジション・ファイナンスの実行から弁済までの期間、JICN及び資金調達者が3aに記載する社内システム・帳票等で調達資金の残高を少なくとも年に1回レビューする計画であることを確認しました。
3c	一時的な運用方法	適格性のあるグリーン/トランジションプロジェクトへの投資又は支払いが未実施の場合は、発行体は、未充当資金の残高についても、想定される一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである。	確認した文書類： - フレームワーク 関係者へのインタビュー	DNVは、JICNが資金調達者の社内システム・帳票及び関連する業務フローに基づき、未充当金の残高が逐次認識される仕組みがあることを確認することを確認しました。 DNVは、JICNが資金調達者からの説明文書等を通じて未充当資金の残高を現金又は現金同等物で管理されていることを確認することを確認しました。また、未充当金の残高は、資金調達者からの資金充当状況の報告を通じて確認する予定であることを確認しました。



GLP-4 レポーティング

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
4a	定期レポートの実施	<p>調達資金の用途及び未充当資金の一時的な投資のレポートに加え、発行体はトランジション・ファイナンスで調達した資金が充当されているプロジェクトについて、少なくとも年に1回、以下を考慮した上で、各プロジェクトのリストを提供すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 守秘義務や競争上の配慮 - 各プロジェクトの概要、期待される持続可能な環境・社会的な効果 	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> - フレームワーク <p>関係者へのインタビュー</p>	<p>DNV は、トランジション・ファイナンスにより調達された資金(JICN から供給された資金)について、適格プロジェクトに充当されるまでの間、資金調達者が、JICN に対して、年次でトランジション・ファイナンスに関する報告を実施する予定であることを確認しました。JICN は守秘義務の範囲内かつ合理的に対応可能な範囲で、ウェブサイト等において、トランジション・ファイナンスの取組状況を年次で報告する予定です。なお、具体的な報告内容については、個別ファイナンスごとに資金調達者と協議の上で定める予定です。</p> <p>具体的に資金調達者は、資金充当状況として JICN に充当金額、未充当金額の残高、リファイナンスの額の残高、環境改善効果として、プロジェクトの概要、進捗、環境改善効果を報告します。</p>